刑は大夫に上らず

――宋代官員の處罰―

梅

原

郁

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(二) 唐律の變貌
	唐から宋へ
	発官と冤所居官三 0
	─ 刑罰用語の推移
	(二) 追官の周邊
	三 勒停とは何か 附衝替・差替三芸
	四 失入死罪の處罰
_	死罪の減免

舊中國では、官員が刑罰に當てられた時には、一般庶民と區別され、特典を與えられたと言われる。たとえば、仁井田

はじめに

(→)

陞氏は次のように説明されている。

除名などによって實刑をまぬがれることができた。いわゆる「刑は大夫に上さず、禮は庶人に下さず」という身分的 官人自身も刑法の適用から排除されてはいず、そしていつも實刑をまぬがれていたわけではなかったが、官吏は兗官

刑法の原則が、ここにあらわれていた。

ば、 してしまうと、ニュアンスが違ってこよう。後漢の鄭玄は、この五字に對して、「賢者は法を犯すを與さず。その法を犯さ きた『禮記』曲禮の一句であることは斷るまでもあるまい。しかしこの句を「刑罰は官吏に加えない」といまの言葉に直 官吏は實刑を免れることができた」という方向に誤解される恐れは十分にある。 に戮せらるる」恩典を與えられていた。つまり「刑不上大夫」は、本來、官員全部、ましてや「吏」などを含める概念で わち『周禮』の「八議」を借りれば「貴」に相當する人たちで、處刑の時は特に旬師氏の手をわずらわせ、 八議の輕重するに在り、刑書に在らず」と注釋する。ここで言う主語の大夫は、あくまで士と庶より上の身分、すな 小論でも標題に使う「刑不上大夫」は、 一つの雰圍氣を傳える點では閒違ってはいないけれども、「身分社會の舊中國では、經書の理念を遵守し、 普通には「禮は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」と讀みつがれて あるいは

ら言えば、死刑が流刑の實刑に變ったに過ぎぬ。いまひとつ留意すべきは、『禮記』の刑に、肉刑・體刑のニュアンスが含 刑を認められたのは確かに大きな特典である。ただこの樣な「實刑を免れる」ことの中身に、 員とくに流品を持つ者が、その品等に應じて罪一等を減ぜられ、また「官當」はじめ、「除名」「兎官」「兎所居官」等の閏 時代が下り、「唐律」の世界を一瞥すると、これも仁井田氏が言及されているように、一般民衆(庶人)の正刑に對し、 次の宋代の例で言うと、死刑の實刑は免除されても、流罪に相當する編管は嚴として存在し、別の意味か かなり幅があった點を忘れ 官

はなかった點は留意しておく必要がある。

本論に先だち、

用語の問題ではじめにお斷わりをしておきたい。本稿では、

懲罰、

處罰そして處分、

官員處分などの熟

まれている點であろう。宋代も十一世紀後半になると、餘程特別な場合を除いて、 「刑は大夫に上らず」と解する例はなきにしもあらずだが、多くは、五品官以上の上級官員の場合に限定され、④ | 恩典が確立した。死刑、黥面(もしくは刺字)、そして附加刑としての杖打の觅除がそれである。これらのすべてを含めて 死刑を含めた肉體的損傷を加えぬ趣意が窺われる點は、あわせて指摘しておく必要があろう。 官員に對する不死、 やはりそこ 不杖の三つ

から、 どを、 語が使われる。 伴って彼らの違法行爲も激増し、その對處もまた當然ながら多岐にわたる。試みに宋代の文獻を一瞥するだけでも、追官、 懲罰や處分を受けねばならなかったかを、トータルに描き出すことを目的とする。 れ以前とは、 は拒絕されたかを、 繼承され、 けのことだが、明代には殆んど消滅してしまう。 は限られるのではないだろうか。 わるまでもなく、これらの正確な語義や概念は、 できるだけ系統的に明らかにするよう心掛けた。それは同時に、「唐律」の官員への懲罰體系が、 罰金、 奪官、 この小論では、 あるいは變化したかの究明につながる。 比較にならぬ規模で官僚組織が發達し、員數をはじめ、活動分野なども甚しく多樣化し精密化する。 勒停、 罰銅、 しかもそれらは單獨ではなく、幾つかをさまざまに組合せて用いられるため、いっそう複雜さを增す。 衝替、 罰俸、 官員處罰の實態を通してのぞいてみると言いかえてもよいだろう。 宋代三百年、裝を新しくした君主獨裁・官僚制度の中で、 差替、 罰直、 贖銅、 あるいは編管、 おまけにその用語の大部分は、早くも次の元代で使われなくなり、 贖錢等々、とても「唐律」の枠では理解しきれぬ、數多くの官員處罰・處分專用 そこで小論では、こうした宋代の官員處罰に關係する用語やその變遷な 羈管、 安置、 一般の字典に載せられることは稀で、 いったい唐の 居住、さらには宮觀差遣、 律 は 次の宋代に、 官員が罪過を犯した場合、どのような 宋代十世紀になると、唐代あるいはそ 専門家でさえも、 監賞、 どういう風に受容、 分司、そして責授、 あくまで言葉自體だ 宋代にどのように それに通じる者 變形あるい それに

243

但し、雙方にかかわる際には、懲罰ですませることもある。ただし私がここで使う懲罰は、 た種類の概念でないことは斷わるまでもなかろう。こうした用語は、 る。そこで法律の專門家からお叱りを蒙ることは承知の上で次のようにきめた。傳統的な律文と關係する官員の處罰の時 會を形成する官員のそれが、明確に區分されておらず、正刑を閏刑として讀みかえられているところに問題がひそんでい 問題は生じないのだが、それがなかなかうまくゆかぬ。根本的には、一般人の刑法、刑罰と、特別の身分を持ち、部分社 には、懲罰とか處罰とかできるだけ罰を入れた用語を使う。現代の懲戒處分の方向の場合には、處分や官員處分を用いる。 重要な部分でヨーロッパ近代のそれと次元を異にする。そのため、現在普通に使われている法律用語の使用を避ければ、 語を多用する。ただ懲戒という言葉は誤解を招く恐れがあるため原則として使わない。唐・宋刑法の根幹をなす「律」は、 あくまでこの小論における便法にすぎず、おおかた いまの國會議員の懲罰といっ

唐から宋・

の御教示を得て改めるにやぶさかではない。

、宋代の貶官

の一文であろう。説明の便宜のため、項目別に番號をつけて紹介してみたい。 宋代の官員に對する懲罰を綜合的に記述した比較的早い史料は、建國から七年目を迎えた、太祖乾德五年(九六七)の次

官の犯罪は、多く特旨有り。⑷或は勒停し、 特に貸さるる者は、 (A) 自後命官の犯罪、①當に配隸すべき者は、多く外州に於て編管す。②或は衙校に隸す。③其の死に坐し、 多く決杖・黥面し、遠州の牢城に配す。恩を經て量移さるれば、卽ちに軍籍を発ず。 ⑤或は釐務せしむ。⑥贓・私の罪重き者は、すなわち配隸有り、 (B) (7)或は 大凡命

處するに散秩を以ってす。 ⑧遠き自り近きに移す者、 恩を經ること三・四にして、 或は放ちて便に任す。

て流品を肅しむ所以なり。

宋代三百年に亘る、官員の違法行爲への處罰の原則は、 後論各章とのかかわりに於て、この史料にいくばくかの補足説明を加えておく。 何分にも、宋初の、 漸く四川を併合した時期のものとて、さまざまな要素が、雑然と列べられているのは已むを ここにあらまし顔を出しているといってよかろう。 この

あるいは宋の職役制度の擴充整備とともに、次第にその姿を消してゆく。 る。 前配隸から成る。 引用文全體は例。图二段に區分される。その例は流罪と死罪に分れ、前者の當に配隸すべき者はさらに①外州編管と②衙 ②は五代以來の流れをくみ、藩鎭の衙前に配隸されて雜役をつとめる「衙前編管」を指す。これは五代の殘影の消滅、 ①は第三章で改めて詳説するが、宋代には「除名編管」として、 頻繁に史料面に顔を出す重い處罰であ

以下、 それほど困難ではない。 相當のところ、貸死、除名、 部員外郞(正七品)の位階を持つ知齊州の范航が擧げられる。同じ頃、禹城縣の知事李孝謹がやはり受贓罪で、部員外郞(正七品)の位階を持つ知齊州の范航が擧げられる。同じ頃、禹城縣の知事李孝謹がやはり受贓罪で、 の實例は三代眞宗の大中祥符九年(一〇一一)、受財枉法を犯し、死一等を発ぜられ、杖脊・黥面の上、沙門島に流された比 わけではない。とくに十惡の中の指斥乘輿や、叛逆罪を含めて、死刑を執行された官員の例を探すことは、北宋前半では 等を減ぜられた者にも幾つかの區別がある。 ここで死刑と官員の關係について一言しておく。一口に官員と稱しても、 さらに三品以上といった明確なラインが、傳統を背負って引かれており、官員なら、無條件で死一等を減ぜられる ただ、全體として眺めると、殆んどが皇帝の特旨という形で貸命となる點は否めない。さて、 南雄州牢城への配隸となった。ところが、彼の場合は、牢城扱いにもかかわらず、 (3)の決杖・黥面、 流す前に杖で打ち、 流內、 流外があり、その流内も、 いれずみを施す刑罰が一番重い。 六品以上と 律では絞刑 **発刺決**

つまり決杖・黥面が発ぜられており、以後これが通例となってゆく。宋の次の元の時代、すでに「編管」という概念が判

ろしかろう。

こうした解釋が生まれるのは、死一等を滅じて編管される官員には、刺面などせぬ扱いが普通だった裏返しととってもよ り難くなっている頃、『吏學指南』でそれを「宋の法、文面せずに流す者を謂う」とあまり親切といえぬ解釋を施している。

をせねばなるまい。ただ、ここに見える規定が、 上は、 逃される公罪に對し、 ているものである點は御記憶いただきたい。 流刑地から、順を追って近地に移り、やがて放逐 (無罪放免)、さらには再び官員としての資格再取得への途がひらける。以 四章で改めて述べる責授某州節度副使とか、責授上佐官といった、宋代個有の左遷ポストへの降格蟄居處分である。 職=差遣) の强制停止處分に他ならぬ。⑸の釐務は、監當あるいは監臨物務官と總稱される、地方の財務關係の小ポストに て最後の⑻は、閒斷なく繰返される「恩赦」により、「量移」と總稱される流配輕減措置を指している。具體的には遠隔の 左遷される處置で、これまた、「責監某々州酒稅務」などとして至るところでお目にかかる。續いて、比較的輕い處分で見 話を元の史料に戻して⑷にうつる。ここで現れる「勒停」もまた、宋代にはうんざりする程多い用語で、現在の職務 いわば極めて大雜把で、列擧的なスケッチにすぎぬ。この文にもとづき、キメこまかく、その空白をうずめる説明 **贓罪と私罪は、重罰が科せられる。このうち⑹は、⑴と同じ結果になるからよいとして、⑺は、第** 表題に掲げた《刑は大夫に上らず》という理念を、宋の現實にして寫し そし

唐律の變貎

とであろう。

心に載せられている官員處罰への各條項が、この詔敕あるいはそれ以後の多數の法規と、どう關係を持つのかを調べるこ さて、 乾德五年の史料を手にして、私が試みるべき當然の手續は、 前代、 いいかえれば『唐律疏議』の

は 近親者の刑罰上の特典も併記してあるが、本小論では、それらは一切割愛し、官員本人に問題を限る點もお斷わりしたい。 てこの問題にかかわってくる。「唐律」各條の内容と解説は、滋賀秀三氏の『譯註』を参照していただくにとどめ、ここで 『唐律疏議』「名例律」では、その七・八條の「八議」以下、九・十・十一・さらに十七・十九・廿・廿一の各條がすべ 行論に必要な最低限の要點を、半ばは箇條書に、半ばは一覽表に仕立て直すにとどめる。また〇の部分には、官員の

-) 唐代の刑法上の特權所有者
- (1)| 親・故・賢・能・功・貴・勤・賓。死罪は奏裁、流罪以下は減一等 (+惡は除外)。 〔名例・七、八〕
- (2) 五品以上の官。死罪は上請、 流罪以下は減一等(十悪、殺人、監臨自盗、枉法受贓は除く)。〔名例・九〕
- (3) 七品以上の官とその祖父母・父母・兄弟・姉妹・妻・子孫。流罪以下は減一等 (除外例は②に同じ)。〔名例・十〕
- (4)九品以上の官および(1)(2)(3)の近親の流罪以下は贖罪可。(加役流、反逆緣坐、會赦猶流ほか除外あり)〔名例・十一〕
- 二 唐律、官員の刑法實施上の恩典
- (1) 官當(以官當徒)

五品以上 九品以上

私罪 徒二年 徒一年

*流罪は總て徒四年で計算。官は⑴職事官・公罪 徒三年 徒二年

散官・衞官と、⑴勲官に區分。一年後、先品

より一品下より敍任。

─にあげられる四項目は、いってみれば官員身分の刑法上における特權の大前提であり、宋の場合にあっても、この各

至 所居官	免	除	
	官	名	
一年後一品下げて敍任二種の官のうちどれか一官	三年後二品下げて敍任れから一等低い歷任官二種の官の最高品一官とそ	六年後初任官より再敍所持の官・爵すべて剝奪	
別籍異財、姦賤人女、親喪娶妾委親之官、冒哀求任、親喪生子、	徒獄成逃亡、父母囚禁嫁娶作樂等姦・盜・略人、受財不枉法、犯流	親喪內嫁娶等、十惡、殺人監守內姦・盗・略人、受財枉法、	

論の主要なテーマの一つでもある。

項目は、當然あらかじめ承知しておくべき事柄に屬した。從って問題になるのは、口の表の、「唐律」で區分される、官當、 **発官、** 発所居官が宋の現實社會でどのように適用されるのか、 あるいは變形したかに絞られよう。それはまた本小

出現した時代の落し子武人勢力も表面に登場し、官員の中で無視できぬ座を占領してしまう。傳統的な「律」の立場から、 幾つかの枠組に分れながら、混沌の中で試行錯誤をくり返していた。そして、五代以後では、 こうした情景を眺めるとどうなるか、その答えの一、二は、唐律をそのまま引繼ぎながら、部分的に泥繩式修正を施した れ去り、多くの職事官(實職)は空洞化した。それに代って、いわゆる「使職」を筆頭に、新しい社會に對應する官職が、 に取殘されてしまうものも少くはなかった。⑴に見える官品のあり方をとりあげても、 大まかに申せば、「唐律」を貫く精神や、それを支える諸要素は、八世紀なかば以降二百年に及ぶ時の流れの中で、 が語ってくれよう。 それを支えた『六典』 舊來の文官以外に、 の世界は崩 時代

准周顯德伍年柒月柒日敕條、 欲准陸品例 (下略)。 今後定罪、 諸道行軍司馬・節度副使・副留守、 欲准從伍品官例。 諸道兩使判官、 防團副

職員・內外雜任鎭將等、 (六字缼) 拾伍日敕、節文、應內外帶職廷臣・賓從・有功將校等、 並請准律、不得上請當贖 (下略)。 並請同玖品官例。 其京都軍巡使及諸道州府衙前

の關係條文の後に添付したものにすぎぬ。これらのうち、最も重要な一條は、唐末の「格」をそのまま援引した、 などは、五代の政權が、その場しのぎ的に出した「敕」の中から、さし當って役に立ちそうな條項を拔き出し、「名例律_

であろう。この格は「贖罪」とだけしか言っておらぬが、實際には、「官を以って徒に當つるは貳官並びに免ず(二官とは

勲官·散·試官、

類』では、 職事官・散官・衞官を一官と爲し、勲官を一等と爲す)」という條文も空文化していたことを意味する。事實南宋の はじめの

諸て、爵及び勲官は、 議請・減贖・當免の例に在らず。

格

の方を

對處するか。その好例がやはり『慶元條法事類』に「名例敕」として殘されている。 と書きかえている。このような、 とは奏裁す。 帶御器械・閤門舍人・宣贊舍人・閤門祗候・入內內侍・兩省都知・副都知・押班を謂う)。 或は官を以ってし、 職を以ってするこぼ **発所居官は、ただ見任を発ず。その帶職する者は、帶職する所を以って別に一官と爲す (見任の學士・待制・修撰・直閣** 諸て、應に官當を以ってすべき者は、見任を追し、次は歷任の高官とす。発官は見任幷びに歷任內の一高官を発ず。 制度の根本にかかわる矛盾が生じた時、 法律の改訂にあたる當事者たちはどのように 注が少し長いが全文を引用しよう。

ある。 化は、實際問題として、宋の官員處罰と「唐律」との整合を困難にする極めて大きなポイントだった。新しい時代に對應 果す「館職」をも、 寄祿官なのだけれども、 れらを尊重しつつも、宋の現狀を優先させて、徐々に全體をまとめ直して行ったのではないかと思う。 のうち、全官爵を追奪する「除名」は別として、「官當」と「免官」「免所居官」の場合、三者のうち、どれを削奪するの する新しい官制として、宋に入ると、差遣(實職・舊職事官)と階官(寄祿官)が中心に据えられ、これに館職が加わる。 この條文は、まことに微妙な表現を驅使した苦勞の產物といえる。すなわち、ここでいう官は、宋代の事實としては、 「唐律」の趣旨とそれらをどう調和させるのかの解決を迫られる。 加えて最後の下駄は皇帝にあずけることも忘れない。唐末以來の、勲・散・試官は官當と觅官の二官に勘定せぬ變 削官の對象に加える。その「館職」は、 職事官(差遣)もそこに含み得る用語を選ぶ。さらに宋代に至って新しい官制の中で重要な役割を 單に文官のみにとどまらず、武官もさらに宦官までも含めて 私の推測では「唐律」との整合はやはり無理で、 そ ح

二 発官と発所居官

刑罰用語の推移

停見任永不與官人と書いている。これらを聚めると、何とか「唐律」の用語の宋代の言いかえが判るのではないかと調べ 所居官と何らかの繫りを持ちそうなことが明らかになってくる。これらを整合的に說明できぬ限りは、單純に発官は追官、 員處罰につながる定着した用語を拾いあげてゆくと、追官、降官、削任、奪官はじめ、 介な代物になる。 てみたが、これが仲々うまくゆかぬ。除名はさきにも觸れた通り、唐と宋で變らぬから省くとして、発官と兗所居官が厄 る年の赦書で、除名・追官・停任・幷びに終身不齒と列記されている部分を、別の赦書では、 最終章で改めて言及するが、上記「唐律」の用語がならんであらわれる宋代の公式の文獻に赦書がある。たとえば、 **発官が追官、 発所居官が停任とスムースにはことが運ばぬのである。宋代の厖大な史料のなかから、** 勒停、衝替などが、律の発官、 除名・発官・発所居官及び あ

り それも宋初に集中している。おまけに上の二例は、冤所居官、すなわち自分の現職をとりあげられた上に削任されている。 た、これも大理寺派遣の東野日宣が、発所居官・削三任の處分を受けたといった例は若干はみつかるが、決して多くなく、 の熟語が宋代の文獻にどれ位書き殘されているかを當ってみた。太宗の淳化二年(九九一)、尼僧の誣告反坐の處置をめぐ 除名、発官、発所居官の再敍任の年數と對應していると考えるのは決して不自然ではなかろう。そこでまず「発所居官」 いう假定に立っている。北宋末の大觀元年(一一〇七)十月、刑部の上言にみえる敍格の、六期、 **免所居官は停任などと想定してはいられない。** ただ、繰り返すが、 大理寺の長官王禹偁以下の官員六人が発所居官、 私は 「唐律」の「除名・発官・発所居官」の骨組は、まだ根底ではくずれていないのではないかと 、削一任の處分を受け、その翌年、殺人案件の再審査で誤まちを犯し 三期、一期が、それぞれ

それに一致しそうな資料を探してみると、とりあえず次の二つの例に、注意を惹かされた。 このあたりも、「唐律」との相違をうかがわせる。そこで方向を變えて、発官とか発所居官の文字のないところで、實體が

三千里、私罪、官滅の外、徒三年として、追一官、罰銅二十斤、勒停の罪刑に充てられる。 斷され、用章は、徒二年、私罪、官滅の外、追兩任官、罰銅十斤、勒停の處罰を言い渡される。また誣告された盧守懃 て折からの對西夏作戰をサボタージュし、また知事の范雍も怖氣付いて州城放棄を企てたと告發した。これが誣告と判 四代皇帝仁宗の康定元年(一〇四〇)四月、延州の副知事だった秘書丞の計用章は、兵馬鈴轄の盧守懃が、病氣と詐っ 調べてみると、部下を私役し、また西夏に圍まれてオロオロ取亂した――ちなみに彼は宦官である― ーかどで、 流

(2)處せられる。それを次に表示してみる。 して小作料を納めさせたり、官との取引に正當な代價を支拂わぬ官員の不正が發覺した。そこで知州以下七人が嚴罰に ⑴の事件から十二年溯った天聖七年(一○二九)のこと、河北と山東の境の棣州で、土着の農民を職田の小作人に僞裝

知棣州・比部員外郎・楊籌。計倍贓絹一三〇匹

流二五〇〇里、追三官、勒停

通判棣州・贊善大夫・宿靖言。計倍贓絹三四○匹

加役流、除名

知陽信縣・天雄軍判官・郭研幾

流二五〇〇里、追官・勒停

判官・杜從一、推官・李務德

徒一年半

德清軍判官·監酒稅·

杖一百

厭次縣令·魏諫

準敕原罪

ところが、實際には、皇帝の命によって兩方の事件とも處罰はおおむね加重される。

計用章 除名•不刺面•配廣南遠處本城

楊籌 盧守懃 追一官·荆湖北路都監 追三任・特除名・勒停・責灃州團練

(副?)

使

 (\Box)

宿靖言 除名• 責潭州別駕•永不錄用

郭研幾 杜從一、 李務德 追官•勒停•編管 特勒停

張玘 特勒停

魏諫 衝替

けを羅列し、そこに至るまでの、罪狀と律文の比定、刑罰の原擬、それに對する皇帝の加重、 この二つの例だけから類推しても、それこそ枚擧に暇なき宋代の官員の處罰、 左降記錄は、 輕減の過程は省かれている いずれも處分の最終結果だ

字が入っている。これは唐代の官當、宋でいうと官當贖銅をもって刑罰を部分的に輕減して貰う意味である。「當徒二年 來ないのではなかろうか。この二例の詳細な刑罰適用は、不明の部分も多いが、〇の二人には、どちらも「官減外」の三 ことが判る。言いかえると、官當、発官、免所居官といった「律」の原則的適用は、ほとんどが殘る資料の表面に現れて

以下が発所居官となるけれども、張玘までの三人と魏諫は全くは同じではない。 待つ場合もあるし、待ったなしもある。從って、口の例でいうと、大まかには知州と通判は除名・郭研幾は줲官、 奪する意味、「莬所居官」は現任差遣をとりあげる意味以外の何ものでもなくなる。ただ、實際のやめさせ方には、 れを罪狀に應じて、追官、 で四十斤といった額は、すべて「律」文に符合している。臼で見られる限りでは、官當贖罪で殘った分の刑について、そ 際には當時一斤=百二十文)で換算する。徒二年の私罪なら罰銅は四十斤、流三千里の私罪は一百斤、そして徒二年半の公罪 『慶元條法事類』の名例敕でも明らかなように、「発官」は見任の差遣をやめさせ、 官减、 贖銅四十斤」あるいはより直接に「徒罪人、官當贖銅」と書かれるように、 罰銅、 勒停など、次元の異った處罰を混ぜあわせて、最終判決ができあがる。 歴任中の一高寄祿官の告身を追 律の該當刑罰を、 從って、 宋の場 交代を 杜從

二 追官の周邊

うのは 削は追と同じと考えてよいけれども、降は注意を要する。また官と任は同じ時と、「任」が一年任期の任を意味する兩方の 八官などもある。 よっては追三官も出て來る。これは主として文官を對象とするが、武官では、追四官以上、數官から十數官、十七官、十 不思議でないけれども、 「追」が、「奪」「削」又は「降」、下の「官」の方も「任」に變って出てくるため麻胡つく。 ここで方向を變えて、 スがあるように思われる。 「追官・勒停」と書かれる際の追官の多樣さである。追一官は最も普通として、追兩官も少からず見られ、 武階は、 いま暫らく発官・発所居官を追ってみたい。宋代の黜降官の何百もの資料を前にして、まず戸惑 繁雜さを避けて武官の追官の問題は小稿では省かせていただく。 ところで、 追一官、 少くとも北宋の長い期閒、特に諸司使副以下などは三十もの階官があったから、追十五官とて 私の調べたところでは、 追

銘などであたると、 これもケース・バイ・ケースだったろう。また、『長編』や『宋會要』に見える降官された人物を、『宋史』の本傳や墓誌 符二年(一〇九九)正月、太中大夫から一官を降された知大名府の韓忠彦は、翌年二月、一年足らずで復官しているから、劉 展す」-敗の責任をとらされる處分で、罰金や罰俸よりやや重い懲戒とも見做し得る。從ってそれは「律」の範圍外においてさし 史料で見る限りは、 河の堤防工事の責任や契丹使節への非禮、罪人護送の違反などで、 現在所持している「寄祿官」を一ランク下げる行政處分を意味する。從ってその人物の實職(差遣)はそのままか、あるい つかえなかろう。上述の降官は寄祿官を一官下げられるわけだが、北宋中ば以後の史料に、「凡そ降官は並びに兩期の敍を 官勒停は普通だが、 しかし大筋では、「追官」と「降官」は區別されているとみてよい。降官は極めて少數の例外を除き「降一官」が大部分で、 は別に少し低い差遣に左遷されるにとどまる。「降一官・差遣故の如し」とは言うが、追一官のそれはおかしい。 は、追と降を同じに扱い、著者李燾自身も、 −二年閒の敍任を停める──とあって、敍法でも、輕いハンディがつけられている。ただ、實例を調べると、元 追官と降官につき、若干説明を加えておく。『長編』から用例を少しく蒐めた結果からすると、二、三の記事で **罰俸などの時と同様に、殆んどそれは記錄されておらず、割合簡單にもとの位階に復歸させられ、** 地方官に對して行われるケースが多い。要するに降官は、主として長官が、自分や部下の行政上の失 降一官勒停とあれば首をひねらざるを得ない。 注で引用した文獻の降官と、本文の追官を混同している箇所にも出くわす。 刑事事件や贓賄などの犯罪とはあまり關係なく、 私の調べた降官は五十例ほどだが、その殆んどは、 逆に追

廟に降授されるとかがそれである。 天章閣待制を落職し、 ことの序に申し添えると、宋代には別に「降授」 度支郎中知舒州に降授されるとか、承議郎で都大提擧成都等権茶公事の陸師閔が、 この降授は、 のちに述べる責授の範疇に入る用語で、 一なる文字が時々あらわれる。 知秦州右司郎中天章閣待制 趙升は「官を降された者は銜首 奉議郎主管東嶽 の李師中が、 歴の瑕瑾に敷えられなかったようである。

にこの二字を帶す」と説明する。同じく降官の降といっても、この場合は上記「降一官」とは別の意味である。 以上縷說した「追官」は、宋代の場合、少くとも「追一官」とあれば、 最高の寄祿官の告身を追奪することと考えて大

見任といった用語も存在し、赦書でも、それらを念頭におく、停職任、停任人から追官勒停職任人といった表現が使われ 點ですぐに職務停止とするという形で使われる。宋に入ると、赦書の形式がまだ十分整わぬ、太祖の建隆元年(九六〇)冒 る。これらから歸納すると、宋代の「勒停」は、官員の職任(差遣・實職)を强制的に停止させる意味になる。餘談ながら、 頭の卽位赦文から、貶降、責授、勒停と三つの黜降カテゴリーの一つとして登場し、次の乾德元年(九六三)の赦書でも、 ゆきたい。その場合、まず、追官と組合せになっている「勒停」とは何かという問題を改めて俎上にのせる必要があろう。 過ない。ところが追二官、 り胥吏とかかわる用例が壓倒的に多い。それかあらぬか、元の『吏學指南』は「その職役を住めて、勾當を許さざるなり」 南宋に下ると、勒停は胥吏たちの卽時쥪職を意味する常用語ともなる。從って『慶元條法事類』などでは、官員(命官)よ いる。これが「唐律」の「発官」「発所居官」と表裏しているのでないかという疑いがあるだけに、もう少しそれを詰めて |勒停||すなわち『强制停止』という言葉は『梁書』の武帝紀に見え、唐代後半の赦文には「當時勒停」つまり、その時(ミロ) 些か誤解されかねぬ解釋をつけている。 奪二官は、寄祿と差遣の兩方と考えられる。そうした點を含めて、更に話を進めよう。 しばしば觸れた通り、宋では「追官勒停」、より詳しくは、「追一官勒停」「追二官勒停」の表現が定着して 奪二官となると、單純に寄祿官二つ分をとるだけで片付けていられなくなる。下記晁迴の例で

朋黨が

激化し、

上記さまざまな呼稱で黜降される事態を前にして、看詳訴理文字所が

それらの上に、 追官勒停、追官罰銅勒停、特勒停、特免勒停と、罪狀や時の政治狀況、皇帝の判斷などで、組合せがいくつもに分れる。 存在する。これら用語の相互關係を明らかにしてくれるような便利な史料を私はまだ見つけ出せずに苦勞している。ただ、 にはこれまたゆかない。勒停の二字が含まれる處罰だけで、追一官勒停、追一官免勒停(追二官も同じ)、免追官勒停、特免 職任の卽時停止ということなら、それは「唐律」の冤所居官とも近いわけだが、單なる言いかえという具合 除名勒停編管や、勒停編管、勒停居住なども加わり、おまけに、これも即時停職の處分である「衝替」も

多くて、難澁すると言ってよいかも知れぬ。ここで、そのキイらしきものを一、二とり出す試みを行ってみよう。 に讀みかえて行くかという方法がとられる。それらを現在から溯って調べると、讀みかえのキイが見つかりにくい場合が はとても對應できなくなっている。そこで「唐律」の官員處分の規定を溫存しつつ、いかにそれらを現實に適合するよう に入ると官員の懲罰が唐と比較にならぬほど、質・量ともに桁外れに擴大したことは事實で、「唐律」のささやかな規定で 停、降官、、降官が差遣に及ぶ、遠小處監當、宮觀、 というところから、ある部分以上は、綜合的な筋道がつけられぬのではないかと思われてくる。それは別として、宋代 ブラックリストの人たちといっても、 ポイントは哲宗批判(言語過當)だけなのに、それをさまざまな罪狀に分類し、 罰銅などと、政府當事者さえその違いは判らない。 勒

じ性質の規定を宋で探すと、『慶元條法事類』卷七四の「比罪」に引くやはり名例敕が見出せる。當面必要な部分だけを列 算する方法が載せられている。 『唐律疏議』名例律二三條に、除名、줲官、줲所居官などの閏刑、 それによれば、 除名は徒三年、 **発官は徒二年、 発所居官は徒一年に當てられる。** すなわち正刑に代替する刑罰を、本來の刑の重さに換

擧すれば次のようになる。

配沙門島 (流二千里)、 刺面配 (徒三年)、 不刺面配 (徒 三年)、 編管•移鄉 (徒一年)、 (中略) 命官勒停·衝替、 擧人永不得應

任兩任者並降先品一等敍、 景德三年二月、詔刑部、 この宋代の閏刑の正刑換算は、 いまひとつ、再敍、 つまり懲罰を受けた官員が再び職位につけられる際の規定にも、 應諸色敍理人、貼黃、 餘依先降敕命施行。 唐代のそれとともに、いろいろに組合せて實刑の換算に使用されたのではないだろうか。 敍法時不以用官盡與不盡、 內追官及三任者、並降先品三等敍、 キイが隱されていると思われる。 追一 官一

先品より一等を降して敍す」と密接な關係を持つことは否定できまい。 をいれはじめた時期に當る。 という言い方が目をひく。 合が少いので、疑問を殘すほかはない。ただ追官が三任なら、先品より三品を降し、 三代皇帝眞宗の景徳三年(一〇〇六)は、契丹との澶淵の盟成立直後で、宋の政府がこうしたこまかな制度の整備に本腰 これが「唐律」の「発官は三載の後に二等を降して敍す」「発所居官及び官當の者、 この記事には正確には判らぬ部分も殘るが、こうした史料は『宋會要』以外に對比できる場 一官一任兩任なら一品を降して敍す 期年の後、

二つのカテゴリーが緊密に一線上にならぶことになった。成程それは、赦書や敍法などでは、相變らず、発官・発所居官 寄祿官體制に直面し、次に、各犯罪に相當する處罰、とりわけ発所居官のそれの持つ意味が薄れ、逆に、行政當事者とし 所居官は宋代に入ると、まず、軸になっていた職事官、散官、衞官の三者と勲官という二官構成が崩れ、あらたな、差遣、 い の線で區分されるけれども、 て負わねばならぬ責任懲罰を受けることが著しく增加する狀況に追いこまれる。そこで、以前に增して発官と兎所居官の 時代の要素が、罪狀の輕重や、その時の情勢に應じて附加されることになる。 さて、これら二つのキイと覺しき材料を使うと議論はどう展開するのだろうか。くり返しになるが、「唐律」の発官、免 **黜降・懲罰では、追三官・追二官・追一官でならび、それに勒停、** より簡單には、 宋代で追何官となってい 編管をはじめとした新し

罪は、官を以って贖に當てる」ことを認めず、知州と通判は勒停する旨の「敕」が出た。ところが次の眞宗の咸平二年 實を考えていただきたい。 正しい。ところでこの話はいま少し續く。それより少し前、太宗の雍熙三年(九八六)、刑部長官の張佖の意見で、「失入死 二官」の三字である。『長編』の削三任の三にひきずられ、二は三の誤まりと考えるとそれは誤まりである。ここは先の三 ちに停止すると言っている部分である。 九八) の編敕で、この敕がどういうわけか删除されてしまった。そこで地方長官たちは、どうせ重い刑罰は受けぬと高をく 任の削り方が閒違っていたため、改めて寄祿と差遣の兩方から一官づつ削り、律の「発官」扱いとしたわけで、奪二官で 官)と上柱國(勲官)を三任に配當して數を合わせた。いうまでもなく、これは五代以來の、 るべくなら、 くって失入死罪を愼重に扱わなかった。『長編』にのるこの話しで注意すべきは、知州と通判は勒停、すなわち差遣をただ これが奪一官のもう一つに當る。そして閒もなく、太常丞に寄祿を戾され、出世コースに乘る。ここで興味深いことは「奪 はこの寄祿であることが判る。また監徐州稅は、通判鄂州の親民官から、すでに述べた監當官の監稅におとされたわけで、 太常丞」と記錄する。 無實の民を死罪とした失入死罪の責をとって、三任を削られる。この時、當事者たちは、殿中丞(寄祿官)、右贊善大夫 に抵觸する。ここで『宋史』卷三〇五の晁迴の本傳を參照すると、同じ處罰を、「奪二官、復將作丞、監徐・婺二州稅、 では、何故、追官に「勒停」などという妙な熟語が附隨するのだろうか。太宗の淳化元年 (九九〇)、 鄂州の副知事晁迴 加えて『宋刑統』でも認めぬと明言されている散官や勲官を「発官」に勘定することが、依然として存在していた事 別の官を提供して何とか書類上の形式を整え、辻褄を合わせようとしていた可能性があり得るからである。 この一文は含蓄のある內容を含む。復將作監丞は、 それは、発官や発所居官の處分を蒙った官員が、 晁迴の削三任が起った眞宗の景德年閒には、删去された敕が再び有效になってお 晁迴が殿中丞になる以前の寄祿官名で、 現在の職事官(差遣) 散・勲官は二官に入れぬ規定 から離れようとせず、な は、

唐の発官と発所居官兩者の讀みかえと考えられると申してよろしかろう。

性が生じてくる。 そこで、 差遣を即刻やめさせるための措置として、改めて「勒停」あるいは「衝替」といった文字がつけ加えられる必要 かくて、 宋代の數多くの官員懲罰の史料に「勒停」の二字が際限なく使われる次第となる。

と切り離せぬ 本來であれば、このあと、別章をたてて論ずべきであるが、 「衝替」と「差替」を、 附記の形で簡單に解説しておく。 あまりに煩瑣にわたることを恐れ、ここで「勒停_

ろが、 然の交替」を意味し、宋代特有のタームと言える。勒停とこの二者はだいたい罪狀一段階の差で輕重がつけられた。 必要が生じる。このためあらわれたのが衝替と差替である。差替の方は昔からある「差人交替」の略だが、「衝替」 さらに事理重、 「勒停」の制度が定着すると、同じ强制職務停止で何もかも濟ますことは當然できないから、そこに何段階か區別 北宋中期ごろに入り、官員の犯罪とその處分が想像以上に多樣化してくると、 事理稍重、 事理輕などと分化する。 新しいものだけにいじり易い衝替が は 突

また、 落衝替といって、元の差遣に戾る例も見られる。但し、勒停の場合と同樣に、「律」に依據した罪刑が、さまざまな處罰要 色合いが强い。但しその正刑への讀みかえは、やはり徒一年だから、必ずしも輕微な處罰ではない。刑罰の色彩が相對的 の追官・衝替も、発官や発所居官とかかわりは淺くはない。 に薄いため、 では衝替は勒停とどこが違うのか。 (閏刑)によみかえられるわけだから、寄祿官の追官や、罰銅などいくつかが衝替と組合されるケースもしばしば起る。 追官・勒停の處分を受けた者が、免勒停の特旨を與えられると、大抵、 衝替された者は多くの場合、差遣を何段階かおとして地方の小ポストなどに任用される。 勒停の方が、犯罪、 責任の懲罰をあらわすのに對して、 追官・衝替にされる。それからすると、こ 衝替はいまでいえば懲戒の また、 稀には、

除

が違う。むろん、次に任命される差遣その他の扱いも、 次の交代要員の存否にかかわらず停職になるのに對し、 衝替よりは優遇される。『慶元條法事類』卷五の「到罷」 「差替」は、 交代が來るまでは、 現任にとどまるところ

制会で、

するか等々、こまかな問題の存在を示唆する史料もあるが、それらを語る別の機會もあろう。 とある通りである。こうした衝替と差替に對しては、本人のその後のポストへの差注、あるいは任期計算をどのように 命官の衝替及び降差遣は、 指揮到るの日、任を離る。差替は、替人を候つ。候たずして罷むるを願う者は聽す。

四 失入死罪の處罰

と密接に關係している「失入死罪」のケースを例にとり、今少し話しを敷衍したい。 律を根底に置きつつも、 現實の多樣な事態に應じて、制度をどのように讀みかえて、運用してゆくか、 追官勒停の處罰

に良い加減に事が運ばれ、 金でことが濟み、官職その他にそれ程大きな影響を受けなかった。眞宗の景德三年には、失入死罪にあっても、 刑多く中を失し、前後罰金(罰銅)に坐すること百餘斤」といわれる。かかるケースでは、次の例でも明らかなように、罰 る事件は、むしろ日常茶飯的に頻發した。南唐以來の有能な法官查陶などは、「法を持すること深刻(條文適用が嚴しく)、用 わりを持つ。いったい、死罪への失入となるとことは面倒になるが、輕罪の失入やとくに過失失入の共同責任を負わしめ また、この失入罪は一官員の責任でことがおさまる場合はむしろ少く、當然のように、名例律四○條の同職犯公坐がかか **發覺すれば責任者は當然重く處斷される。その原則的規定は、『唐律疏議』 斷獄律五條、 特にその疏議でくわしく知り得る。** 無罪あるいは該當刑に相當する罪を犯していないのにも拘らず、官員の故意もしくは過失により、罪を加えられた場合、 それが問題になる。その當時、失入死罪の責任者は以下のよう處罰されていた。

- 流から死への失入は、三年を減じて徒二年半、公罪の時は長官以下四等に分けて定斷
- (2)官減の外、徒三年として、長官すなわち四等の一番上は追官、他の三等すなわち律のいい方によれば、通判・判官

人

首

追官勒停

勒停

2

勒停

衝替事理重

主典は、徒罪でも罰銅にすぎぬ。(④)

る條文が見つかる。ここでは行論の都合で胥吏は省き、北宋と南宋をくらべた表を作ってみた。 さらに、例の南宋の『慶元條法事類』をめくると、何箇處かに斷獄敕として、記述方式は熙寧と同じだが、刑罰だけが異 部にすぎなかったことが次の『宋會要』の記事から明らかになる。神宗はじめの熙寧二年 (一〇六九)、失入死罪に關し、三、 も敍用を許さずという嚴しい態度を貫く。こうした幾つかの事例は、實は失入罪とその懲罰制度全體から見れば、ごく一 も次の差遣でハンディを背負わすように改められた。さらに時代が下って仁宗の至和二年(一○五五)、廣州の司理參軍が失 入死罪で罰せられた時、これは公罪ゆえ贖金で濟ませようとする大勢に反對した知審刑院の張揆は、特に勒停、赦に會う 二、一名の人數に分け、長官以下の四等官(首―第四從)、胥吏のそれぞれの處罰を、ことこまかに列擧するのがそれである。 そこで、先にひいた張佖の提言による敕も勘案され、出入死罪は追官されなければ、斷官は衝替、さらに他の官員たち

3 4	2,	人首	3 4	2	二人 首	
勒停	追官勒停	除名	追官勒停	編管	除名編管	
衝替事理重	勒停	追一官勒停	(勒停)	(追一官勒停)	追二官勒停	

北宋

衝替

衝替事理稍重

3

4

衝替

特に後者の中のヴァリエーションが著しく增加している點は容易に看取できよう。 行政の變化に應じて、 組合せで史料面にあらわれると、とかく混亂や理解不十分が生じるのはやむを得まい。この表だけでも、発官と発所居官、 こうした作業によって、 刑罰名つまり具體的制度の表面はうつりかわっていること、從って、そうした刑罰名がいろいろの あくまでも「唐律」の除名・冤官・冤所去官の原則は尊重されつつも、 その時代時代の政治

死 罪 の 減 趸

除 名

出身以來の告敕文字を追毀し、除名・勒停、 は 論それ以後でも、 内容で彩られる。 新しく科擧による官僚たちが權力の中樞に參加する。 すべて剝奪して庶人に落し、敍任するにしても、六年後に出身初官に戾して出發すると規定する。 は繼承しているのだけれども、それだけでは收まりがつかぬ變化が生じている。世襲的・封鎖的な支配階級が消え去り、 順序が逆になってしまったが、官員に對する最も重い處罰はいうまでもなく「除名」である。「唐律」では在身の官爵を 蔡確の弟で軍器少監を勤めた蔡碩が官錢を貸使し、枉法贓で死罪とされたものを、特に貸命の上、眞決(杖打)を発じ、 謀反罪を凌遲處死にするような、政治的意味を加えた士人處刑は時としてあらわれる。(譽) 最初にも觸れた通り、〝刑は大夫に上らず〟の理念は、六代皇帝神宗時代には、はっきりと定着する。無 韶州編管に處したあたりが、高級官員に對する最も重い刑罰といってよい しかし、彼らの權力をめぐる爭いは、唐とはまた違ったスケールと 宋の場合も、この精神 しかし、一般に

字といった文言を加える。 勒停編管眞決人、除名勒停配本州牢城人、除名勒停編管永不收敍人と約半數に及ぶ。「除名」は在身官爵すべてを取あげら 崇寧三年(一一○四)四月、曾布、章惇二人の紹聖新法黨の領袖を加え、元祐末の舊法黨の流れをくむ官員とその子弟一五 は の官制改革以後は殆んどこの二字がつけられる。そして特に惡質の犯罪を明示する時には、 れる處罰だから、わざわざ「勒停」を加えなくてもよさそうなものだが、それがあるとないでは違いがあり、 のうち「除名」が含まれるものは、 た懲罰の種類は、それこそどこがどれだけ違うのかわからぬくらい微妙だけれども、 ○人が、 ぎの追放に、反逆に名を借りてこの「除名」が使われると、今度は除名の中に幾つもの區分が必要になってくる。 しかし、 體何物であろうか。 國都から追放された。その詳細なリストが、『續資治通鑑長編紀事本末』卷一二二に殘されている。そこに記され 特に神宗なかば以後激化する新法派と舊法派の勢力争い、目まぐるしい政權交代に伴う反對派のそれこそ根こそ ところで宋代の除名には、この他にいまひとつ「編管」の二字を付するきまりができた。 除名勒停編管人、除名勒停羈管人、除名編管人、除名勒停居住人、除名勒停人、 全部で十七種類もの數にのぼる。 永不收敍や、 追毁出身以來文 神宗の元豐 これ 除名 そ

)編管の姿

り更に一段重い「羈管」や、さらに重くは、一般人と變らぬ「配本城」「配牢城」もあるが、これはまず特例と見做してよ た。それはおよそは、 宋代、處罰を受けて追放される官員に對し、彼らを國都からどの位の距離の州に移動させるかが一つの重要な問題だっ この 「編管」の字義について、沈家本は「編管・羈管・編置はいずれも安置より重いが、三者の別は不明である。 除名、 **発官、発所居官の段階に應じた形で、「編管」「安置」「居住」等に區分される。** なお、

字に從って解すれば、編管は戶籍に編入して管束する意、編置は安置より輕く、編籍して安置することではないか」

」と推

測している。しかし、『慶元條法事類』の斷獄令を見ると、

封して、隸する所の州に遞報す。簿を置き、元牒を錄し、仍お法司に付して看詳せしむ。 編配人は、 年甲・犯狀・以前の過犯、若しくは住家・犯事の所、 及び引く所の條制、 。 云 友 。 斷遣の刑名を備錄し、 實

場合、罪人に首枷その他の刑具を使ったかどうかだが、法規上はそうすべきでもごく少い例外を除き、 め、うち兵級は逐州交替させた。また瓊州編管の王權については、 對しては、日程や宿泊所その他こまかな規定が作られている。部送の實例として『宋會要』に見える一、二をあげよう。 その人數の多寡に應じ、下士官や院虞侯(胥吏)以下七人以上が出てその州を通過させ、次の州へ引渡す。こうした部送に が設けられ、職官一人がその役目を引受け、兵官の助けを得て、禁軍兵員二十人を常備していた。 隔地の指定州軍に送り屆ける際は、部送すなわち護送人員が官で用意される。當時各州には、重罪犯人護送專用のデスク と「安置」の二者を省略した兩方の場合があるけれども、獨立した概念ではない。 における曲りなりの家庭生活ができる立前である。從って同行家族の沿路の驛遞宿泊や口券による食糧支給についても、 紹興三十年(一一六〇)十一月、除名勒停英州編管となった劉汜に對し、鎭江府は使臣一人、兵級十人をつけ管押前去せし の地で六年を經過した場合は、そこで戶籍を立てることが認められる。また「編置」は、 「犯罪者」と考えるべき點である。この性質は、あとで述べる「安置」や「居住」と根本的に違う。從って「編管人」を遠 とあって、編管は、 さて、編管で、何よりも前提としておくべきは、官員といっても、彼らは立前としては重罪人で、從ってその取扱いは 實際上は使用していないように思われる。 流配された州で、簿籍に編入し、監督管理する意味にすぎぬことがわかる。 編管の場合は、 前代の流罪と同様に、家屬の同行は當然認められ、 臨安府はその倍二十人の人數で押送前去させた。 編管の別稱である時と「編管」 犯人の護送となると、 ちなみに、編管人がそ 病氣や老齢を口實

當然條文が作られている。

どしている例も知られる。 役所に出頭し、存在證明を行うことを義務づけられていた。安置や居住人は、時には居住地を拔け出し、 けれども、 安置人も同じはずなのだが、 した編管人の樣子を、三箇月ごとに、 廂の責任者が、機械的に現狀報告をさし出し、呈身を免除される例もあるなど決して一樣ではない。むろん州軍は、 地とて、 因に州の長官たちに憎まれ、 想定できる。そして、居住する町 指定の州軍に到着した編管人には、 そのような行爲はできぬはずであった。この呈身は、 **實情はさまざまだったらしく、監視が面倒なので、監禁されて、配隸よりひどい仕打ちを受ける反面、** 南宋になると一月一回という規定が『慶元條法事類』にあらわれる。 しかし、「呈身」「呈験」あるいは 官舎は借りられず、苦勞する者も少くなかった。それよりも、 編管人の方は次にいう「呈身」 (廂)では、責任者が絕えず行動を監視せねばならなかった。編管人の中には、 中央の尙書省に報告せねばならなかった。 幾つかの制限が加えられる。 旬驗と言いかえられる通り、十日ごとに出頭するきまりだった が定期的にあるために城内、 「旬驗」などと呼ばれる、 まず住居は城內居住に限られる。 ただし、 定期出頭の義務を有する編管人に 何分にも、 それも州軍の城内に限られたと 編管人は一定の期日ごとに州 中央を離れた僻遠の 法規上は、 都へ出て陳狀な 居住する 政争を主

料がつく官位を全く持たぬゆえ、 んだ蘇軾とたい |年(||一四二)、除名勒停編管新州ときまり、十六年には海南島西南端の吉陽軍に流され、| 編管の生活は、 れる。 かなりの開きができる。 彼はここで、十日ごとに知事から出頭を命ぜられるものの、城市から十數キロ離れた原住民の首長から、 して變らぬ生活が想像できる。 時には山中の彼らの住居にも招待されたと洪邁は傳えている。 南宋の初め、秦檜斬るべしのアジテーションで、天下に聲名を馳せた胡銓は、 生活は當然苦しく、 政治的原因の場合は、 權力の甘い汁が吸える閒に財を蓄えた者は別として、この除名編管は、 胡銓のようにアルバイトでも糊口をしのぐよすがが必要だった。 その人物の地位や聲望、 そうなると、北宋時代、 宿敵秦檜の存命中はそこに留め あるいは當該地方官との關係 同じ海南島に住 結局、 な

らなかったろう。

ている。しかし、同じ法規の中に「老人、病人でなければ男子は半分」とあるように、この生活補助もあまりあてにはない。 るほど給賜令などでは「貧乏で暮しの立たぬ編管・羈管人は、居住地の有力者の證明で、州から食を與える」と明記され

せられずにその生を終った。 自から恰好良く政敵を攻撃し、 士大夫は言を危く、節を峻くするも、遷謫は凄涼たり。晚歳收用せらるるも、衰落懲創し、 南宋の羅大經は『鶴林玉露』で皮肉をこめてこのように書きとめる。南北兩宋を通じて、權力鬭爭にまきこまれ、或は 除名編管された者も、大抵は、湖南や廣南の生活の無理がたたって、再び政界で華を咲か 方を刓り圓と爲る者多し。

編管州軍と量移

る。

最後に、編管される州軍につき、筆をついやしておきたい。『慶元條法事類』にはそれとかかわる二つの條文が殘ってい

- (1)諸て、遠惡州と稱するは、南恩・新・循・梅・高・雷・化・賓・容・瓊州・萬安・昌化・吉陽軍を謂う。
- (2) 惡或は强盜は、 諸て、罪人は編配さるるに、京に入り、及び三路緣邊、 辰・沅・靖に配するを得ず。 (8) 川峽路、若しくは邕・宜・廉・融州に往くを得ず。 情理兇
- 定のルールに從っている。『長編』や、『宋會要』から、相當數の事例を抽出しても、それは首肯される。それは、 區別される。また

 ②でも、 一、二見られる。しかし、 ⑴で言うと、瓊州以下は現在の海南島の州軍で、一般にはまとめて「海南」の用語を使い、 王安石批判で名をなした陳瓘はここに編管されているし、崇寧年閒には四川に編管された例も 宋代三百年を通じて、ほぼこの原則は遵守されていた。さて、編管州軍の並び方は、當然、 同じ遠惡州でも「海北」と

徳の詔敕の最後に書かれているごとくである。 移」と呼ぶ。『朝野類要』に「恩に該り、原赦さるれば、則ち近裏州軍に量移する」とある通りで、この言葉は唐代以來、(88) 及ぶ。ただし、そうした地方でも、概して、送られる州軍は浙江なら台州のような、少數のしかも特定の場所に限られる。 多いことは當然として、 は を除く遠惡州軍は、雷州半島、 惡州軍、 宗時代の羅點の言に出て來る、十四等の配流順序にほかならぬ。さしあたり編管と關係する部分だけ擧げれば、宗時代の羅點の言に出て來る、十四等の配流順序にほかならぬ。さしあたり編管と關係する部分だけ擧げれば、 每年のように發布される赦書の中に、幾らでも出てくる。この量移は從って、先ほどの編管州軍に當篏めると、 さらに北へ、衡・潭州というふうに續く。ちなみに、先にも觸れた、徽宗崇寧時代の編管リストでは、 て、恩赦のたびに、今度はその順序を逆にあがり、遠地から近地へと編管場所を移動させられる。この赦による移動を「量 罪狀に應じて、五百里以下、 比較的湖南に近い、韶・英・連などの州になる。ついで少數民族に近い場所を除いた湖南南部の、 |荆湖|| | 江淮||近地という道筋となり、最後は放逐便、 **廣南、三千里、二千五百里、二千里、一千五百里、一千里、五百里の九等となろうか。⑴でひくように、** 湖北、 海外(海南)に至る、きめられた場所に「編管」された官員は、胡銓のような例外を別とし 四川、 廣東の西南と西北、そして福建寄りの東部に集中し、廣西は殆んど含まれぬ。そして**廣南** 福建、ついで、 浙江、 すなわち身體的束縛を解放する所で終る。それは小論冒頭の乾 江西、江東から、近くは淮南、 河南、 山東にまで編管州軍が 郴・全・永・道州、 廣南・湖南が最も 海外—嶺 海南島

不豫の元符三年(一一〇〇)正月に始まり、徽宗崇寧三年(一一〇四)十一月に至るまで、丸四年の閒に、 分數(一單位)ごとに量移する方法が案出される。詳細は省くが、たとえば三千里の編管人については、三分放とか二分放 回にも及ぶ。これでは、大抵の編官人は量移をかさね、拘束から解放され、さらに敍任の恩惠に浴することが可能になる。 口に量移といっても、 罪狀の輕重、 編管地の遠近、 赦が發せられるたびに、 赦數などを紐計 (綜合按分計算) した、 編管地を機械的に移せばことが濟むわけにはゆかぬ。 複雑な「分數」表を作成しておき、 全國的な恩赦は六 たとえば、

運ばぬのが實情であった。 ただ、これらはあくまでも原則になる取きめで、政治的編管人には、 とかいった分數を割ふり、前者なら赦一回につき千里、後者なら千五百里、近地へ向って量移するというやり方である。 他の附加的要素が作用し、 なかなか一筋縄でことが

四 新しい時代の處罰

、責授と安置

る。この責授は、中央高官から知州へ、あるいは親民官から監當官へという、「差遣」の降格・左遷の末席に連るとも考え 庭堅。すなわち「責授」という名目で、節度副使や別駕の官職を貰い、州軍を指定して「安置」させられることこれであ 立前は決してそうではなく、曲りなりにも官員の範疇には含まれる。このような責授安置の制度は、では何時ごろから始 られるが、それよりはるかに嚴しい。その一方で、これは除名編管のように、犯罪者扱いかというと、實質はさて措き、 次の處分を受けた。責授武安軍節度副使永州安置范祖禹、責授新州別駕英州安置劉安世、そして責授涪州別駕黔州安置黃 制度、官員制度にはめこまれている點もまた注意する必要がある。ここで取上げる「責授」「安置」もその一例と言えよう。 しい形式の官員處罰が少からず入りこんで來ている。それが、舊來の體系と巧みに結び合わされ、 の各章を御覽いただいて容易に理解して頂けるであろう。その中に、「律」以外の體系の、いわば、行政官懲戒に似た、 哲宗紹聖の新法黨時代、元祐の舊法黨は根こそぎ中央から放逐される。その時『神宗實錄』編纂に携さわった何人かは 宋代、 官員の懲罰制度は、前代より遙かに複雑多岐になったことは、すでに繰返し述べたところであり、またこれまで 綜合的に、宋代の刑罰

まるのだろうか。

主簿

王化

削

任

黃州參軍

數多い放逐官員を收敍する「赦書」を見渡すと、三代皇帝眞宗最初の年の至道三年(九九七、未改元)、 それまでなかった

一節が加わっているのが目につく。

行軍司馬 防·團副使、上佐官、 司士參軍、 衙前編管人等、 並仰發遣赴京、 於逐處投狀、

がそれで、同じ部分を、次の仁宗の天聖二年(□○二四)の赦文では

行軍司馬、 節度・防・團副使、 別駕、長史、司士・文學・散參軍、衙前編管人。

む科擧の不正が發覺した。このため、御史臺關係者は次のような懲罰を科せられた。 練の副使に別駕あたりである。 眞宗の咸平五年 (一〇〇二)、帝の厚い信賴を受けていた王欽若の館客 (家庭教師) と家僕が絡 て、五代藩鎭體制の落し子衙前編管人に分けられるだろう。就中、責授と關連して、最も頻繁に顔を出すのが、 「上佐官」なる總稱を持つ、諸州府の長史・司馬・別駕、それとは出自を異にする司士・文學と散の字を冠した參軍、そし と來源を具えている。大まかにいうと、唐代後半の節度使體制の中からはじき出されて來た、節度・防禦・團練の各副使、 とさらに丁寧に列擧してくれる。ここにならべられた官名は、幾つかのグループに分けることができ、それなりの歴史 節度と属

中丞 趙昌言 削一任 責授安遠軍行軍司馬

侍御史 范正辭 削一任 滁州團練副使

推直官 高鼎 削二任 蘄州別駕

お、責授官には、 こうした諸史料から、三代皇帝眞宗の十一世紀はじめ頃には、新しい責授の制度が固まりつつあったと推測される。 しばしば「不得簽書本州公事」という但し書きが付けられる。 節度副使にせよ上佐官にせよ、本來は州 な

前代には或る程度、重い役割も擔っていた。從って、とかく州の政治に容喙し

のレッキとした職官である。特に前者は、

と詔敕が出ているのも故なしとはしない。 たがっただろうと想像できる。 同じ眞宗の咸平の頃、 責授官は特に許可のある場合を除き、 州の職事に關與してはならぬ

眨官考」にゆずるとして、ここでは白樂天にそのことを語ってもらうだけにしたい。自らの左遷ポストを自嘲氣味に彼は ところで、上佐官に含まれる長史や司馬はすでに唐代、紛うことなき閑職と化していた。 その詳細は辻正博氏の

「江州司馬廳記」であらまし次のように書き殘す。

ある。宋に至り、確立した科擧制度にあって、每回、進士・諸科を通じ、かなりの數の「特奏名」が選拔され、彼らに、 加えておくべき點が一つある。それは宋代の「上佐官」は必ずしも責授ポストが中心であったわけではないという事實で るわけだから、 諸州文學、長史の職が授與される。特奏名は十數回も落第を重ね、六十歲以上の年齡に達した擧人に恩典として與えられ に對し、敕命を切札として、時と場合に應じ、かなりの幅をもって使える便利な制度なのであった。ただ、念のためつけ るためにも、このカテゴリーの持つ意義は少くなかった。それは、「律」にもとづく處罰が、一定の格式から離れられぬの 左遷とは、面子の觀念からも、大きな違いがある。そして何よりも、現實に生起する、多樣な官員の處罰に柔軟に對應す 同じ官員の懲罰であっても、「律」の正刑の閏刑たる発官や発所居官と、たとえ尸餐であれ、こうした官位を與えておく 奉六七万(錢)、表向きは立派で、一族を養うに十分だが、無駄めし喰いの最たるものだ。 り、內外文武官の左遷右移した者がつけられる。彼自身がついた上州の司馬は、『六典』では從五品。歲廩は數百石、 唐初の官制の變化で、將軍を帶び開府した刺史の屬官だった魏晉以降の司馬は、 彼らが貰う官職も、 いわば棄扶持にすぎない。それがとりも直さず上佐官の文學や長史に他ならぬ。それ 單に員數と俸給だけのポストに成下

と同じ官職が責授ポストとしても使われていることは、その寓意を汲みとるべきなのであろうか。

再び風向きが變る。

□ 安置の諸相──東坡兄弟

弟を例に使い、宋代の安置のイメージを鮮明にさせてみたい。⁽⁸⁾ 宋代の責授安置の「安置」という感覺はやや當篏りにくい。ここでは、白居易の相手として不足のない、 江州司馬白居易が、 廬山に杖を曳き、陶淵明の舊宅で詩人を偲んだ生活は良く知られている。彼の行動で判斷する限り、 蘇軾・蘇轍の兄

扱いにされたわけである。 前年十一月の南郊の祀りの大赦による「量移」である。ところが彼は、「自分は田地が常州にあり、そこへ行けば何とか食 むと、そこでは「編管」のような面倒な手續はなく、また城內居住を强制され行動を制限された形跡はみられない。 こでいう「安置」は、まず、指定の州軍(できれば州城)から出ず、然るべく謹愼生活を送りなさいという感覺で捉えておい 實職だったものが、この段階では武官の給料をあらわす寄祿官と化している。本州というのは肩書にある黃州を指す。こ 使に責授され、本州安置、不得簽書公事という敕命を貰う。この檢校官は左遷を標示する全くの肩書、團練副使は、 べてゆけるが、汝州はそうはゆかぬ」と切々と皇帝に上訴し、これが認められる。「安置」から一段階緩やかな「任便居住 ように、友人たちに土地購入を依賴したりもし乍ら、丸四年の歲月をここで過ごす。(8) ていただきたい。周知のごとく、蘇軾は軍營だった土地、東坡に住み、そこを耕し、 神宗の配慮で危うく死罪を免れた彼は、その年末、それまでの湖州知事のポストから、 元豐七年正月、東坡は、都に近い汝州團練副使本州安置の命を受取り、家族一統二十人餘りを連れて黃州をあとにした。 蘇軾は、神宗元豐二年(一〇七九)の夏、新法誹謗の廉で御史臺から告發され、 神宗の崩御した元豐八年(一〇八五)秋、蘇軾は六年ぶりで開封に戻る。そして宣仁太后の元祐 いわゆる「鳥臺詩案」にまきこまれる。 赤壁の賦や、當時の幾つかの詩を讀 あるいは竺沙雅章氏が明らかにした 檢校尚書水部員外郎、 黄州團練 本來

舊法黨時代、翰林學士や、 蘇堤構築で名高い杭州の知事などの要職を歴任する。ところが絕頂期の八年閒は瞬く閒に過ぎ、

りしていたと、

蘇轍は兄の墓誌銘に書き殘している。

ゆる瘴癘の地で、 任の途次、 哲宗親政で新法派が天下を握った紹聖元年(1○九四)四月、 寧遠軍節度副使惠州安置に責授される。十月、廣南の惠州に到着した彼は、ここで丸二年の歳月を送る。 東坡は末子の蘇過とともに、 淡々たる心境ですごし、橋を二つ架ける音頭をとって人々の不便を救った 彼はまず承議郎 (從七品) で知英州のポストを與えられ、 į, わ

月 官舍を借りるが、クレームがついたため、土地を求めて三閒の小屋を作る。ここで三年近い月日を送り、元符三年(一一〇 同時に彼の生命の炎も、 ○)徽宗卽位の大赦で廉州安置、續いて皇太子の大赦で舒州團練副使永州安置と湖南に量移される。そして、同じ年の十一 と貶された弟蘇轍と藤州で邂逅し、雷州まで行を共にする。當時、人の住む所ではないとされた海南島で、 月十九日に出發、七月二十二日に到着している。その閒、時を同じくして、分司南京筠州居住から、 ところが中央政府の彼への憎惡はやまず、四年二月、瓊州別駕昌化軍安置と、いっそう條件の惡い海南島に移され、 朝奉郎 (正七品) 提擧成都府玉局觀、在外州縣任便居住で、まる六年に及ぶ、罪人扱いの生活に終止符を打つわけだが ほぼ盡きはて、翌年、六十六才で世を去る。 化州別駕雷州安置 東坡ははじめ 四

縣令陳諤は衝替の處罰を加えられ、 回 おく。⑴雷州到着に際し、 にふれ、その意を體した董必という男が蘇轍を彈劾する。その內容は、 紹聖四年(一○九七)の五月、彼は廣南の果て雷州で、知州張逢の好意で兄としばしの時をすごすが、これが當事者の逆鱗 に降格され、それを追いかけて試少府少監・分司南京・筠州居住の命を受け、半年のち、責授化州別駕雷州安置ときまる。 元祐の舊法黨時代、兄より高位の副宰相まで勤めた蘇轍は、紹聖の新法政權が成立すると、 知州のところで食事。 知州張逢以下と問接。 (5) 白直 (付人) 七人を差借。 蘇轍自身も循州安置に移される。こうした事柄は、すべて、安置人としては好ましか (2) 翌日、 (6)縣知事が大工を出して家を修繕。 (8) 知州が正式に招待。⑶進見人吳國鑑の家を借用。 安置人の實際を知る參考となるので、書き連ねて 彈劾の結果、 やはり左朝議大夫・知袁州 知州張逢は勒停 (4)每月一、二

られるが、違うところは、以後十數年、穎濱遺老として、悠々自適する點である。 の市井の民と同じように生活する。その後、兄軾と同じ時期の赦で、 らざる目で見られていたことが理解されよう。循州に移った蘇轍は、 同じように宮觀差遣 錢五十貫で、 大小十閒の民居を買取って、 (祠祿)、 外州縣任便居住を與え

通になり、舊法黨の有力者たちは、 それが、北宋後半、 進して來た。これは「律」の違制失にあたり、杖百の私罪扱いとして、漳州參軍に降格されたのなどはその具體例である。 るような事態が生じることになる。仁宗の景祐三年 (一〇三八)、泰州司馬の林獻可は、 都開封から比較的近い場所に安置されているからこそ、 州は善地なのである。また、揚子江中流の、舒、太平、池、和や饒の諸州も、安置州の常連にあげられよう。このように、 中の商州や、河南と湖北の境界地方の、房、金、 めて眺めると、とりわけ南宋では「編管」と似通っているが、やはり差異も見られる。北宋の前半期には、 「安置」に關して、なお一、二をつけ加える。まず「編管」と同じく、その場所について。「安置」の史料を百ばかり集 朋黨の激化で、 蘇軾兄弟のように嶺南安置にされる。 編管、安置雙方とも人數が著しく増加するに從い、 隨、均といった諸州に安置される例が多い。それより北の汝、 諸州の貶降官がややもすれば都の登聞鼓を打って訴狀をたてまつ 勝手に本州を離れ、 江西、 湖南に置かれるケースが普 機密の書狀を上 長安の東南山 潁などの

11 行軍司馬十五貫、防禦・團練副使二十貫、別駕・長史・司馬と司士參軍・文學參軍はどれも一律に七貫の數字があがって いては後に述べるとして、さしあたり『宋史』職官志の「奉祿」を調べると、元豐年閒以前では、 る。 次は安置人の給料について。太宗の太平興國八年(九八三)、河平頌なるうたを獻上し、それが朝廷と大臣を侮辱誹謗する 商州團練副使本州安置に貶された胡旦の場合、「分司官吏によって半俸を支給する」と『宋會要』にある。分司につ ただこうした官職には、今でいえば職務手當やボーナスにも當る廚料や衣賜は支給されない。また先に引用した、 節度副使は月に三十貫

よかろう。

給料削減や、 彼の言を信じれば、 手當をはじめ、副次收入が多く、また商才豐かだった彼は、當然地位を利用して理財につとめただろう。それらの蓄えは、 規の給料が職官志の七貫とすれば、このケースは約三十パーセントカットだが、半分より優遇とも言える。念のためつけ 泰州司馬から福建漳州の參軍に降格された林獻可の料錢が五貫とあって、幾ら福建のはてでもこれは安すぎる。旣 加えると、黃州に最初に貶官される前の東坡の本俸は、員外郎クラスで三十貫と、節度副使並みだが、知州としての勤務 ある程度の禮遇停止などのマイナスは伴っても、それなりに不便とはいえ自由な生活は可能だったと考えて 黃州の四年閒で底をついたことになる。とまれ、責授安置は、曲りなりにも官職を持つ身分だから、 参軍の正

法を用うるのは不都合だと述べる。これは、 置は宰執・侍從を遇し、居役は庶官を遇し、 に際して、 最後に、 官職の上下が影響していたとは、私には思えない。 詔に應じて上書したことが祟り、韶州に安置されたことが記されている。その部分で彼は、「典故によれば、安 安置の定義にかかわる問題を付記しておきたい。南宋末の張端義の隨筆『貴耳集』には、 聽贖は士子を遇し、自效は軍將を遇する」もので、 或は南宋末には通例だったかも知れぬが、 本來は安置や後述する居住の相違 自分のような者に大臣の 彼が理宗の端平更化

五 分司と居住

(一) 留臺と分司

また、その前の 全體として眺めれば、 「編管」などとも繋りのある處分があと二つほど存在する。「分司居住」と「宮觀差遣」がそれである。考 官員に對する處罰の一環をなすのであるが、 直接には、 前章で述べた「責授安置」より一段輕く、

とも呼ばれる後者は割愛し、前者の分司居住だけに限定しておきたい。 え方によっては、この二つは結局は同じものとも言えるのだが、この小論ではすでにしばしば論じられている「祠祿の官

役所に多少の意味がないわけではなかった。この役所は、百司分司とか單に分司とか呼ばれるが、たとえば明代の け、 ばしば見ることができる。宋に先だつ唐朝は、東都洛陽に、 たちに「太子賓客」の官を授けられるケースが壓倒的に多く、ために「賓客分司」という言葉までできていたらしい。 相から、 東都のポストにどんな人物が任じられていたかを、王鳴盛は正史の中から、二十數例ほど拾ってくれている。 留司」「分司」の名を冠し、「居住」の文字を加える官員の處分は、「責授安置」よりずっと輕く、特に北宋時代にはし のような大きな規模ではなく、御史臺など一部を除くと、官署の名稱が明記されぬのが通例である。 唐代の分司官は、何か不祥事を起して左遷された人と、洛陽居住を自分から希望した者に分れ、その人物も、 俸祿だけ與える閑職ポストとしてそれを使った。ただ、洛陽は長安に近く、たびたび皇帝も訪れているから、 一般官員まで、文武を問わなかったことが判る。また、ここでも登場する白樂天をはじめ、分司官を許された人 國都長安と同じく、尚書省はじめ幾つかの名目的な官署を設 留司東都や分司 それによる 上は宰 「南京

その制度は存在したとみて大過あるまい。 がらいまのところ不明である。 た長安に、唐に倣った留臺・留省を置くよう提言したが、これは實現しなかった。それが何時から復活するのか、 戦亂の五代、洛陽に都をたて、唐の後繼者をもって自任した後唐の明宗時代、中書舍人楊凝式らは、こんどは西京となっ ただ宋は國初から、老人優遇ポストとしてこれを使っているので、少くとも後周時代には、

ろうか。試みに『宋史』職官志を繙くと、そこに記載されている正式の官稱は、三京留司御史臺だけである。 ® さて、 一口に分司といっても、 留司、 留臺などの別稱も併せて、その概念は必ずしも明確にはされていないのではなか

三京留司御史臺、管勾臺事各一人(舊日判臺)、以朝官以上充、掌拜表行書、

糾擧違失 (下略)。

げた例もないわけではない。それと逆ではあるが、新法の政界から下野した司馬光は、熙寧五年(一〇七二)、端明殿學士の 僚や轉運使を經驗した年老者を優遇する時使われる。いいかえれば、高級官僚ではあっても、 **史臺)、それ以外は權管勾某京留司御史臺公事と稱され、それ自體はれっきとした差遣で、左遷ポストというより、高級官** 京より時期は遅れるがそこにも留司が設けられていた。職官志のいう留司御史臺の長官は、三品以上ならば判(某京留司御宗とり時期は遅れるがそこにも留司が設けられていた。職官志のいう留司御史臺の長官は、三品以上ならば判 けはじめたため、 もされてはいるけれども、王安石新法實施の本格化とともに、從來の留臺就任該當者を、增設した「宮觀差遣」にふり向 たりの部分では、この肩書が明記されて殘っている。こうした點から、三京留臺のポストを希望する者が少くなく、 館職を帶び、洛陽獨樂園の寓居で『資治通鑑』執筆に從った。この時の彼の差遣は、 けのものではあるといっても、仁宗の景祐年閒の吳育のように、洛陽の知府張堯佐の不法を糾彈して、御史臺官の實を舉 あるいは一風變った性格の人物のためそれが用意されていたのである。從って、その年齢は、致仕の七十歳を過ぎてもよ もかく、宋代の三京とは、 但し任期は一任三十箇月 このポストが次第に色褪せてくる。 國都東京開封府をとりまく、西京(洛陽)、南京(應天府・商邱)、北京(大名府・元城)を指し、西 ―正規の奉祿のほか、諸手當なども十分に支給される。このポストは、ほとんど名前だ 判西京留臺であり、『通鑑』の晉紀あ 出世コースから外れたり、

とまっている王栐の『燕翼詒謀錄』卷四を引用しよう。 留臺のほかに、北宋時代、三京には國子監も設けられ、そこに分司官があった史料も殘っている。その中で、比較的ま

仁宗景祐元年四月癸酉、 詔罷三京國子監官、 各置司業一員、其視京監、 韶以河南府學、爲西京國子監、置分司官。其後南京·北京、皆援爲之。崇寧四年秋七月丙午 體面微矣。

この分司國子監は、留臺のように職官志には見えず、本物の國子監にくらべると、とるに足らぬものだったようで、『却

略した部分に、附屬胥吏の名額があるだけで、これだと、三京一人づつ、三人しか正官が居らぬことになる。それはと

でも單に 「錢糧を出納する」つまり、 實質は三京府學の單純な會計掛の役程度でお茶が濁されていたとの記述が見

豐の官制改革のあと、奉議郎(寄祿)・太府寺丞(差遣)の王璋は、病氣のためみずから分司南京を乞い、守本官(寄祿官は ところで、 があったかどうかは甚だ疑わしい。數多い「西京分司」「分司南京」という肩書のこまかな職名は、留臺長官などごく一部 それまでの官職を、恐らく名目的に持ってよいことになったという。さすれば、留臺分司や百司分司などといった 舊に依り太府寺丞として分司南京を承認された。 實はどうでもよくて、御史臺や國子監の分司の枠内ということで十分でなかったのではないかと推測される。 その個々の職名はどうでもよいことになる筈である。 御史臺と國子監が、 留司、 分司の具體的官廳として存在するわけだが、 それ以後、 みずから分司を請う者には、 それぞれに、本物と同じような官職名 職事官を帶せしむ、

分司官と居住

ر9 ぬようにすると語る通り、 例がいくつか目につく。さらに宋初の功臣趙普の妹を娶った侯仁望は、父親が洛陽に豪邸と田畑を持つため、分司を希望 は な例もある。自から優秀な地方官の選任に務めた太宗は、迂儒因循の者は、(※) さきの留臺のところでも觸れたように、宋初から、分司官は、二つの流れに分れていた。國初時代の太祖・太宗に於て 五代十國の舊高官でとかく問題のあった者や、除名などの重罪を犯した者の敍復の階梯として分司西京が與えられる 病身や老年で前途に見切りをつけた中級以上の官員が、自主的に分司の任につくケースも目立ちはじめる。 また、のち家婢を百人も殺した罪で、洛陽で棄市された、太祖の孝明皇后の同母弟王繼勲も、それを貰っていたよう そのころから、 府州知事の不適格者の分司官任命が頻繁に見られるようになる。 分司西京とし、 俸給だけ與え差遣に關係させ

上げることが可能になる。果して、分司・居住は閒もなく、宮觀差遣(祠祿)・居住の制度に事實上は吸收され、 この分司・居住を、これまで縷說してきた懲罰の一環にとりこむことによって、全體の制度をさらに豐かに、體系的に仕 文化の香り高い都市とはいえぬ。このため、まず、分司南京でも、そこに住まなくてもよしとする「逐便居住」なる但し 宋代の官員懲罰、 書きが加わる。 おちるマイナス面を補って餘りある魅力である。反對に宋朝の立場にたてば、本來は必ずしも官員處分制度とはいえぬ、 條件がつき始める。 に憧れを抱いていた。ところが、開封の東南の南京應天府や、黃河を渡った北の北京大名府は、 定期閒は現職を保證され、かつ、どこにでも自由に居住できる點であろう。これは、本人からみればステータスが多少 いったい、分司官の最大のメリットは、俸給が諸手當も含めて全額支給されることと、致仕、すなわち七十才以後でも、 三代皇帝眞宗の末、 ついで、 行政處分の構造の中に、その座を確立する次第となる。この點はいま少し詳しく説明しておこう。 唐代の分司東都や、これまでの分司西京は、洛陽に居住することを當然の前提とし、人々もこの都市 天禧四年 (一〇二〇) に分司南京があらわれ、 分司官が持つ本來的な側面の一つである左遷の性格と、この居住とが組合され、より綜合的な ついで、分司に、 取便居住、 必ずしも住心地のよい 從便居住などといった、 あらたな

恐らく御史臺の名目的にせよ管轄下にあった分司官の數と想像され、これに國子監などを加えると、 字をあげる。それが、元豐八年(一〇八五)七月の御史臺班簿では內外一八〇〇員のうち、分司官四十員とする。 らないけれども、宋敏求は、 ここで、ではそもそも、 六代皇帝神宗の卽位直後から開始された王安石の新法と並行して、それまで數箇處にすぎなかった宮觀差遣が、 をもらっていたと考えられよう。こうした數字を頭にいれて、いま少し分司官の足どりを追って行きたい。 分司官はどのくらいの人數だったのかにつき、言葉をはさんでおこう。これは正確にはよく判 國初建隆三年(九六二)の班簿では文班十人、武班十一人――班簿全部では二二四人――の數 かなりの人數が「分 大幅に

展開をみせることになる。

司官が復活し、父母の喪の服し方が非禮と指彈された元王安石側近の李定が、守本官・分司南京・揚州居住の命を受けて 勒停・放罷する」と記されてある。ところが、宣仁太后の舊法黨政權ができあがった元祐元年(一〇八六)五月、三京の分 分司官の廢罷を傳える敕命があらわれる。そこには「以後、現任官が分司を乞うことを許可せず、現任の者は二年後には、 なるのは自然の成行である。 住と變らない性格を備える。 の例により「任便居住」させるように、「然るべく捨扶持を與えるから政治に口を出さずひっこんでいろ」という、分司居 差遣は、 に借りて、 増加し、しか いる。なお揚州は李定の故鄕であり、編管や安置と違い、分司居住では、しばしばこうした便宜も考慮される。 熙寧四年(一〇七一)の詔敕に、正式の提擧もしくは管勾宮觀官一人が、現地に赴き任務につく以外は、「分司致仕 新しい政敵追放の手段が編み出されたわけで、 も同時に何人もが、 神宗親政の元豐四年(一〇八一)十二月、恐らく元豐の官制改革と連動しての措置だろうが、 宮觀差遣が増加すると、分司官とりわけ南京・北京のそれと重複し、後者の存在意義が薄く 同じ名稱の宮觀差遣を名目的に與えられる現象が生じる。 以後このやり方は南宋末まで、常に利用され續ける。この宮觀 士大夫の老疾者を優遇する名

分司南京が使われていることは、そこに、普遍化した宮觀差遣・居住と違った意味が附隨していたかと思われる。 入ると、開封に近い中原の三京は、いずれも異民族の勢力下に入る。最初は立前としてそれを残していたとしても、 京が多い點であろう。 に分司は名實ともに不要の存在と化し、 のあと、金に協力した罪で追放される黃潛善や汪伯彦、さらには周望、趙鼎らの宰執クラスの官職として、 元祐以後、 南宋初期に至るまで、再び分司官は史料に出沒する。その場合、單なる偶然と思われぬのは壓倒的に分司南 また、その際、責授秘書省監という差遣名がしばしば使われていることにも氣づかれる。 やがて宋の官制、 同時に懲罰處分の體系の中からも消えてゆく。 この秘書少監 靖康の變

司と宮觀があり、それぞれ多數の事例を探し出せる。これまた、時代により傾向がやや違うが、北宋時代は居住を指定さ わりに、これまでと同じく、「居住」の場所についても言及しておかねばなるまい。 この制限がつく行政 處分には、

いっても、先の李定の例から窺えるように、 編管と連動を深めた哲宗末以後は、遠く廣南の韶州や湖南の永州、 れる州軍は、 長江中流域の安徽、江西が多く、とくに徽宗以後、南宋はじめの分司南京は筠州が群を拔く。居住も安置 これは、編管や安置より、 桂陽監、 遙かに自由で、表面的蟄居といってもよい程度の あるいは福建や浙東の山閒部が加わる。とは

六 赦文と敍復

輕い拘束力しか持たなかったと考えられる。

位の至道三年(九九七・未改元)を例にとって論を進めたい。説明の便宜のため、これも番號で區切りをつける。 音や曲赦などを加えると、北宋百五十年閒だけでも輕く百に達する。その中から、形式が整い、 職官七六に收められている。ただし、これとても、卽位・大祀など中核になる赦文から、さまざまな機會に發布される德 立してとりあげるべき内容を持つから、本章では、その極く一部分しか取扱えない點はあらかじめお斷わりしておく。 赦書には、多彩な要素が盛りこまれている。宋代の赦書のうち、黜降官の敍法の部分だけが、幸いにもまとめて『宋會要』 この小論のさしあたっての締括りとして、懲罰された官員たちが、如何にして再び官途に復歸するのかを槪觀しておき 宋代、貶降官員の再敍用に對して、赦書はまとまった材料を提供してくれる。すでに唐代、しばしば發布される長文の いうまでもなく宋代の敍法――官員をそれぞれのポストに任用、移動させる方法― 量りて陞陟を與す。②外に在りて、未だ量移せざ ――は複雑煩瑣で、それ自體、 以後の規範となる眞宗即

赴かず、

起遣して京に赴かざる者は、

る者は、

量移を與し、

已に量移せし者は復資を與し、已に復資せし者は敍用を與う。

⑴諸て、貶降・責授官は、

並びに敍用を與す。⑷配流人內、 ^⑪

曾って職官に任じ、已に赦恩を經て放逐せら

(3) 鷹ゆる西川・

廣南州縣官所に

至道三年四月一日、

眞宗卽位の赦書。

敍用せざる者は、仰せて刑部に於て狀を投じ、引見して旨を取らしむ。 經て、已に放ちて便を逐わしむる者は、並びに刑部に狀を投じ、量りて敍用を與す。 並に仰せて格敕に依り施行せよ。⑧內年老・疾患・任使に堪えざる者は、並に仰せて引見し、旨を取らしむ。 並に依りて發遣し、京に赴かしめ、逐處に於て投狀し、 て仕を求めざるの人は、 れし者は、 量りて敍用を與す。 並に刑部に於て投狀せよ。 ⑥行軍司馬、 ⑤除名・追官・停任人、幷びに終身齒せざる、 資を降して敍用せよ。 防·團副使、 (7)除名・追官・停任・衙前編管人は、 上佐官 及び註誤・ 伽停職の諸色人等、未だ曾って 司士參軍、 連累に因りて、 衙前編管人等は、 自來未だ敢 (9) 恩を

すなわち、赦文による追放場所の移動と最終的放発、それに伴う寄祿官位の授與、そして官職(差遣)への再任用(敍用)と れているにすぎない。この中で當面重要な部分は、ほと低で、仍もそれと關連し、ついで②49がひとまとめになろうか。 った段階、カテゴリーに大別される。以下、必要な部分を解説し、問題點を指摘したい。 見して明らかなように、ここでは「赦」によって貶降官員の「敍用」を認める原則が、對象を幾つかに分けて羅列さ

あとで再びふれる。至道の赦文ではこの②と⑷⑨が相互に關係している。 での何品官が、宋では寄祿官位を與えられる方向に變る。 ②は唐代以來、敍用の赦文の常套文句。ここでは、 は赦文全體の趣旨で、 安置・居住そして自由の身になる放逐と、段階づけられ、赦と結びあって複雑に制度化している。 この部分に大きな變化が生じる。すでに第三章の⑶以下で詳説したように、 **眨降・責授の二語に、當時の官員の懲罰・處分すべてがとりこまれている。** 舊い傳統そのままに、量移→復資→敍用とならべるが、 ②の表現が時代が下るにつれて變化するのも當然だが、 流居の場所が、羈管・編管の遠近に始 陞陟は降黜の反對 復資は、 前代ま それは

新しい「責授安置」などの處罰者への敍任の大綱が示されている。すなわち、「唐律」の、處分された官員は、 引用原文中、中心をなすのが⑸⑹⑺であろう。 ここに、 唐代をひきついだ、「除名・発官・発所居官」 その罪刑

けである。

輕重に從って、 それぞれ六年・三年・一年の後、 きめられた資品をもって、 再び職務についてよいとここで認められるわ

を使い、配隸州軍に送付されるものだが、本人も必ず副本を持っておらねばならぬ。量移がたび重なると、本人の證明は 被懲罰人にとって、 でなく、逐處に投狀し、 も、宋代の行政枠の中での處分を對象とする。 況にないこと、三人以上のしかるべき保證人を揃えた「敍用狀」と倂せて、「刑部に投狀」となる。 どのような處罰を受け、 部に提出せねばならない。「敍用家狀」は、本人の姓名・本籍・年令・父祖三代の姓名(官爵)、ついで自分の出身と經歷、 た「職制式」の規定に從い、敍復を願う者は、「敍用家狀」と「敍用狀」の二つを用意して、それを所屬の州をへて尙書刑 一にこの書類にかかってくるためである。⑸と⑺が、「律」を根底に持つ懲罰を念頭に置くに對し、 まず「刑部に投狀」と片付けられている敍用の手續を一瞥しておきたい。『慶元條法事類』卷一三の「敍復」に載せられ より直接に重要な書類は、 降資・敍用とあるのも當然である。 現在どこに居るかを定式通り書き連ねる。これを、 そのあらましは第四章口で述べてあり、從ってここでは刑部に投狀するの 自分の罪狀や刑名を書き記した公式文書で、これは、 懲罰を受けて以來の年月數、 8はそうした背景より 基本はこの通りでも、 本來刑部から、 病氣や服喪の狀

だけなら問題は少いのだが、これがとかく增えがちになる。たとえば神宗不豫の元豐末は、半年の閒に三回、 あり、 の元符から徽宗にかけては四年に六回と、たて續けに大赦令が出される。そうなると、宋代の量移の具體的な單位をなす、 なり重要な役割を果す。 さて、このような、宋初に成立した赦文による敍用の原則は、時代とともに變化しはじめる。 それらが微妙に絡み合って、新しい道筋を作りあげてゆく。敍用・復資・量移いずれにも關係する「赦」がまずか 赦のたびに一つづつ、雙六のコマよろしく中央に近づけ、 天の祭祀、 明堂の祭りといった、大赦の理由となる三年一回の行事だけが、定期的に行なわれる 短い年限の閒に、 ほとんどが「放逐便」すなわち それを促す要素は幾つか 次の哲宗末

たって初任から敍用という規定が重すぎることになる。果して、 處罰・處分に於ては、これまた赦によって比較的簡單に原職の周邊へ復歸させられる。 般人と同じ扱いとなって、敍用される可能性が生じる。また責授・安置や衝替とか差替という、宋代に廣汎に出現する 神宗末年の赦文で、 そうなると「律」の除名が、

元豐八年正月九日、 以年穀屢豐、赦書、應命官停降、 幷未復舊官者、並特與理三期。

赦書がでると、次からは當然のようにそれが踏襲される。こうした動きは、 と與理三期なる一句が加わる。これは除名など重い罪の者も、特に三年で敍法を適用することを意味し、 より現實的には、 赦書の構造に變化を生ぜし 一度こういう

める。上記赦書に引續く、元豐三年三月六日發布の哲宗卽位の赦書では、 應除名・追官・停任人等、曾編管・羈管、經恩、已放逐便者、並許於刑部投狀、 量與敍用。

と、至道赦書のほと®が一つになってしまう。さらに、この前後から、

應合敍用人、並與理當三期、 命官編管・羈管・責授散官安置人、理爲一赦。

れるようになる。それにさらに並行して、北宋前半ではなかった、衝替・差替といった「唐律」と關係の薄い官員處分の のように、除命、 **発**官、 **免所居など「唐律」の用語を避け、宋人に馴染深い言葉でそれらを代用する赦文も頻繁にみら**

分野でも、編管、 安置などに並列した形で赦文が作られる。

放罷者、依無過人例、 建炎二年十一月二十二日赦。應衝替、 使臣比類施行。 命官係事理重者、 其緣公犯罪、 衝替重、 與減作稍重、 降作稍輕、 係稍重者、 重者便與本等差遣。 減作輕、係輕者、 便與差遣。

かくて、南宋初めの明堂赦文は、

殺用。 紹興元年九月十八日、 命官編配・羈管・責授散官安置人、理爲一赦。居住人令所屬・具元犯因依、 明堂赦。應合敍用人、並理當三期、 其永不收敍人、仰經所屬自陳、 聞奏取旨、移放。其應合檢擧敍復 具元犯、 申刑部 看詳取旨、

と、甚だスッキリした形となって、

のち南宋の各時代にひきつがれる次第となる。

仰刑部、 限一月、逐旋開具、 申尚書省、 如稽遠漏落、委御史臺彈劾。

赦に盛りこむ必要が生じる。それは古いものと新しい事態とのせめぎ合いを經過し、やがて神宗の頃から、ほぼ新しい敍 しかし、この小稿で述べて來たさまざまの、宋代に廣く行われるようになった處罰・處分に對する事後處置をも、十分に 北宋の中頃までは、とりわけ「赦書」のような傳統依存色の濃いものの中では、中心になる柱としてとりあげられてきた。 以上、宋代の赦文を通して敍復の原則を眺めると次のようにまとめられるかと思われる。「唐律」の官員處罰の原則は、

從來、殆ど利用されなかった史料の中から、幾らかでも役に立つ問題が抽出できれば、 良い。ただし、ここに扱った諸項は、 と、宋代、新しく形作られてきた制度を交叉させ、その中で諸史料を位置づけ、その意味を明らかにする方法をとった。 の處罰は、 の事柄を個別分散的に考證し、それをつみ重ねていっても、恐らくさしたる效果は期待できまい。官員の犯罪や違法とそ する語彙の解説をも含めて、それらをトータルに、唐から宋への歴史の流れの中に位置づけようと試みた。 復の原則ができあがってゆくのであると。 わたり、持ち出した疑問がなお十分に明らかにできぬ部分も少くはない。だがここで扱ったような問題は、その一つ一つ 本稿では、これまであまり關心を拂われず、從ってまた放置されたままになっていた宋代の官員處罰をとりあげ、 お 大なり小なり何時の時代にも存在するからである。そこで小稿では「唐律」を基調とした傳統的な刑法・刑罰 わ りに 私の考えている宋代の官員の貶黜全體からすると、まだ半分ほどにすぎない。殘る 小稿の目的は達せられたといって 問題が多岐に

る 部分には、 稿を改めて、後の時代をも視野にいれつつ、考察する機會を得たく考えている。 わけても贖罪は、のちに明代に至って、さらに多面的な展開をみせる。その下地は、ほぼ宋代にできていたわけだが、 贖罪とかかわる、 官當、 罰銅、 罰金を筆頭に、 罰俸、 罰直など、まだ解明しなければならぬ事柄が殘されてい

- 1 仁井田陞『中國法制史研究』、「刑法」の一〇頁
- 2 注(1)の同書。第五章第七節、唐律における通則的規定とその來源
- それに至る經緯は、第一章でも觸れる。兪文豹『吹劍錄四集』、國初、 不黜・不杖。ここでは黜を意をもって黥に改めた。 贓吏皆斬、張希永止盜二百四十千亦死、紹聖後、方立三免法、不死·
- 4 宋代の代表例としては、神宗の熙寧二年(一〇六九)、當時知金州だっ 審刑院蘇頌の發言中にみえる。且古者、刑不上大夫、仲宣官五品、 罪得乘車、今刑爲徒隸、恐汚辱衣冠耳(『文獻通考』卷一六七、刑考)。 た張仲宣が贓罪を犯し、貸死杖脊配海島に處せられんとした時の、知 有
- 5 數は浙江書局刊本)、乾德五年二月癸酉。 李燾『續資治通鑑長編』(以下本文ともに『長編』と略稱)卷八-四(丁
- 6 普通の流刑者には、 城云々」とある。なお、配流、配隸と、官員の編管を一つにした言葉 條法事類』卷七五、編配流役の名例敕に、 宋代は「配隸」の總稱を使う。配の定義は、『慶元 「刺面、不指定軍名者、配牢
- 7 **衙前配隷は當面の官員處罰において、それほど重要な部分とはなって** では説明を省略する。 おらず、かつまた系譜的にも別途に考えねばならぬ問題なので、ここ
- 8 『長編』卷八-五、乾德五年三月庚戌の導口縣令と主簿(贓汚)、徐松輯

- 元年三月十九日條の侯莫陳利用(指斥乘輿)など。 『宋會要輯稿』(以下本文とも『宋會要』と略稱)、職官六四-七、
- 9 『長編』卷八七-六、大中祥符九年六月辛巳。淸朝の例では配流の場所 で決杖するケースが普通のようだが、宋は必ずしもそうではない。
- $\widehat{10}$ 『長編』卷三五〇一十一、元豐七年十二月甲戌。なお牢城については、 を参照されたい。 佐伯富「宋代の牢城軍について」(『劉子健博士頌壽紀念宋代史論集』)
- 11 いずれも『宋刑統』「名例律」十七に附錄
- $\widehat{12}$ 前注と同じ場所に掲載。なお『長編』巻三一三、淳化元年正月丙申の 條を参照。
- 『慶元條法事類』卷七六、當贖門・總法の名例敕

 $\widehat{13}$

- 14 『慶元條法事類』卷七六、追當の名例敕
- $\widehat{15}$ 館職相當の肩書、入內以下は宦官に對するそれである。 参考のため申し添えると、直閣までが文官のしかも比較的高級の館 帶御器械から閤門祇候までは、武階の中のエリートに與えられる
- $\widehat{16}$ それら赦書はすべて、『宋會要』職官七六の「收敍放逐官」におさめら
- 17 『宋會要』職官七六!二五。大觀元年十月十七日條。別に同七六十八、景 德三年二月の詔も關係する。

- 18 『宋會要』職官六四-八、淳化二年九月二日。
- 19 『宋會要』職官六四-九、淳化三年五月十四日。
- 20 『宋會要』職官六四-四〇、康定元年四月二十七日、『長編』卷一二七-五、同辛亥。
- 22 21 『長編』卷一〇三一一三、天聖三年八月乙亥。 『宋會要』職官六四-三一、天聖七年七月十二日。
- 23 注(5)にひく『長編』。
- 『長編』卷五〇七-一二、元符二年三月乙丑、『宋會要』職官六七-二四 の同日。なお武階の追官のルールについては、『宋會要』職官六六-二 ○、元豐五年十一月四日に參考になる記述がある。
- 25 たとえば『長編』卷二八九-一三、元豐元年五月甲戌では、降兩官勒停 亥では、本文の追兩官を曾布の日錄を引用して、李燾は降兩官と同じ ことにしている。 を後で追兩官といいかえる。 また、 同卷五一六-一、 元符二年十二月己
- 26 『長編』卷五〇三-一七、元符元年十月癸卯。
- 27 『長編』卷五〇五-一〇、元符二年正月庚申。
- 28 『長編』卷二一六-九、熙寧三年十月已卯。 『長編』卷三八一二一、元祐元年六月甲寅。
- 29
- 30 趙升『朝野類要』卷五、降授。
- 31 『梁書』卷三、大同二年五月。於民有蠹患者、便卽勒停。
- 32 『全唐文』卷六七、穆宗、長慶二年の平汴宋徳音。
- 33 兩者とも『宋會要』職官七六-一。
- 34 『長編』卷七八-七、大中祥符五年七月乙酉。同卷八九-一四、同六年十
- 35 『長編』卷九〇-二〇、天禧元年九月辛亥。そのほか『長編』卷四五-五、 咸平二年八月庚申には、停所居官の用例もある。
- 36 勒見任は、あるいは胥吏のための用語かも知れぬ。『宋會要』刑法四-六九、雍熙三年五月。

- 37 『宋會要』職官七六-三、端拱元年正月十七日。『長編』卷二七-一九' 雍熙三年九月戊辰。
- 38 までに集中して使われる感がある。 『宋會要』職官七六-五、景德元年正月一日、同七六-九、乾興元年二月 二十日。なお以上(35)から(38)の用語は、とくに宋初の眞宗初め
- 39 『長編』卷五一三-四、元符二年七月癸丑。
- 40 『宋會要』職官七六上八。
- 41 『長編』卷三一-三、淳化元年正月丙申。
- 42 『長編』卷二七-一九、雍熙三年九月戊申。
- $\widehat{43}$ 二九六。 『長編』卷五二二八、咸平五年六月己巳。なお査陶の本傳は『宋史』卷
- 44 『長編』卷六〇-一五、景德二年七月辛亥。
- 45 『長編』卷一七八二二、至和二年正月癸巳。
- 46 『宋會要』刑法四-七六、熙寧二年十二月十一日。これは注意すべき史 以類上條降官・落職・分司、或移差遣。其武臣知州軍、 管。命官・追一官勒停、第二從、勒停。第三第四從、衝替。以上赦降・ 四從、追官勒停。二名。爲首者。手分・遠惡處編管。命官・除名、第 爲首者。手分·刺配千里外牢城。命官·除名編管。第二從、除名。第 料と思われるから、全文を掲げる。詔、今後失入死罪。已決。三名。 去官又遞減一等。內使相・宣徽使・前兩府取旨。大卿監・閤門使以上、 去官不觅。後合磨勘・酬賞・轉官取旨。未決者、比數遞減一等。赦降・ 一從、追官勒停、第三第四從、勒停。一名。爲首者、手分・千里外編 取旨施行。 自來不習刑名
- 47 『慶元條法事類』卷一〇、同職犯罪にひく斷獄敕
- 48 指斥乘輿で陵遲處死となった元山陰縣主簿の余行之はその一例。『長 編』卷三一二一六、元豐四年四月壬申。
- 49 『長編』卷三九五-一八、元祐二年二月已亥。
- 『沈寄簃先生遺書』歴代刑法、分考卷九。

- 51 卷七五、編配流役の斷獄令。
- 52 編置の語は、長編一五一−二○、慶曆四年八月戊申などに見える。
- 53 は罪人を護送するに當ってのこまかな法規が多數載っている。 『慶元條法事類』卷七五、部送罪人の吏卒令。なおこの「部送罪人」に
- 55 54 毀出身以來文字、除名勒停、枷項、送永州編管。(中略)兇暴姦惡、死 有餘責故也。また同七一-五、隆興元年正月、右宣敎郎廬仲賢、除名勒 『宋會要』職官六九-五、宣和二年正月二日、致仕の馮浩について、 『宋會要』 刑法七-三八、紹興三十一年九月十八日と同二十一日の記事。 追
- 56 『慶元條法事類』卷七五、編配流役の斷獄令や部送罪人の給賜令。

はそうでないと思われる。

枷項、送郴州編管。のように、わざわざ書き加えることは、

- 57 『慶元條法事類』卷七五、編配流役の斷獄令。諸て、責降安置、及び編 しむる無れ。編配は編管配隸の略。 配・羈管人は、所在の州、常切に檢察し、城を出し、及び走失を致さ
- 58 呈身は、自身で官に出頭する意に使われているが、唐代ではこの言葉 は前代から使われていたことが判る。 呈験人馬」の語があり、旬呈とか呈験といった呈身と同じ意味の言葉 錄』卷一二、呈身御史)。ただ、『資治通鑑』卷三六五には「每旬聚廳 自身を賣りこむというあまり良い言葉ではなかった (『能改齋漫
- 59 このあたりの規定は『慶元條法事類』卷七五、編配流役の斷獄令に見 編管人數は十人が上限であった。『宋會要』刑法四-二三、皇祐五年十 每旬赴長吏廳呈身。とある。なおつけ加えれば、北宋時代、一州軍の える。なお『長編』卷五○七−一三、元符二年三月乙丑にも、 編管人、
- 60 天聖四年三月二日。 『長編』卷一一〇-七、天聖九年六月丁丑。『宋會要』職官七六-一一、
- $\widehat{61}$ すべて『慶元條法事類』卷七五、編配流役による。
- 62 『宋史』卷三七四の本傳のほか、周必大の『省齋文集』卷三○と、楊萬

- 里の『誠齋文集』卷一一八に神道碑、 墓誌銘がある。
- 63 『容齋三筆』卷一、朱崖遷客。

64

- 『慶元條法事類』卷七五、編配流役。ほかに、『宋會要』刑法四-五四、 支給せよとある。 に同居生活するこれらの人がない時は、州が一日米二升、錢二十文を 淳熙三年十一月十二日には、赦文で、保識人なき編管・羈管者が廂房 に閉じこめられ、飢餓・疾病で死ぬ樣子が述べられ、身分保證と同時
- 『鶴林玉露』乙集卷二、遷謫量移。
- 『慶元條法事類』卷七五、編配流役の名例敕と斷獄令。

 $\widehat{66}$ 65

- 67 『文獻通考』卷一六八、淳熙十一年、校書郞羅點の上言。
- 68 趙升『朝野類要』卷五。
- 69 『宋會要』刑法四-三八。宣和二年十二月十八日

 $\widehat{70}$

- 本文で何回か説明拔きで羈管という熟語を使った。これは、『慶元條法 あろうか。元代の『吏文正續輯覽』が「罪人を將って人家に寄留し、 史料面に顔を出す頻度は、前二者にくらべると少いため、本稿では、 史料でも、安置、編管の範疇で最も重いものとして記載される。 事類』などでは常に編管・羈管としてあらわれ、また一般的な貶官の 他往するを得ざるなり」というのは、 人を差して監視せしめているところから推すと、軟禁に近い狀態でも を起した猺人を羈管する話で、のちに羈留といいかえ、口食を支給し、 だけここで注記しておく。これは罪人の場合ではないけれども、反亂 特に章を設けず、編管より、 行動制限の嚴しい、懲罰官員への拘束と 宋にも當篏まるかも知れぬ。
- 『宋會要』職官六七-一四、紹聖三年八月二十三日。

 $\widehat{71}$

- 72 責授の特長は、貶黜に際し、 制限を受ける點にある。 れずに、本文に見られる團副や上佐に降される點と、安置という居住 元の官職・位階の高低にそれほど左右さ
- 73 『宋會要』職官七六二二、至道三年四月一日。

『宋會要』職官七六-九、天聖二年二月十五日。

74

- 75 『長編』卷五一-一一、咸平五年三月庚戌。
- $\widehat{76}$ 『宋會要』職官七一-二五、咸平三年四月十日。『長編』卷四七-三に同 文。また同書、卷一一〇-七、天聖九年六月丁丑。
- 77 『東方學報』京都、第六十三册、一九九一。
- 78 『白氏長慶集』卷二六。
- $\widehat{79}$ その事例をまとめて見るには、『宋會要』職官四八-一の「上佐官」が 便利である。
- 80 すべて良く知られている經歷なので、いちいち出典を斷わらぬ。 **巻頭の解説が便利で、また蘇轍の方は『藕香零拾』におさめる孫汝聽** として、蘇軾の方は、小川環樹『蘇軾』上(中國詩人選集二集五)の の『蘇潁濱年表』を利用する。
- 81 竺沙雅章「北宋士大夫の徙居と買田―主に東坡尺牘を資料として―」 (『史林』五四二一、一九七一)。
- 83 82 このあたりは東坡の文集におさめられるいくつかの「謝表」による。 蘇轍『欒城集』後集卷二二、亡兄子瞻端明墓誌銘。
- 84 この部分は『蘇潁濱年表』にもとづくがほぼ同じ事實が『長編』卷四 九六-一五、元符元年三月癸酉に記されている。
- 85 『長編』卷一一八-五、景祐三年二月丙子。
- 86 『宋會要』職官六四-二、太平興國八年十二月二十六日。
- 87 月給の安い例としては、沈括『夢溪筆談』卷二三の諧謔にのせる、下 嘆く話も参考になろう。 級武階三班奉職の月俸が七貫で、これではカネがたまるわけがないと
- 88 それを解して、「流刑は流とも安置とも云」とし、清朝の『六部成語註 宋代の安置は、もう少し嚴密な意味で使われていた。 解』では「流徙之犯を安放し、それをして工作せしむるなり」と言う。 つけ加えると、 安置の語は後代にもよく使われる。徂徠は『明律』の
- 89 宮觀差遣の概様は、すでに幾つかの論文で説明されている。その代表 的なものとしては、梁天錫『宋代祠祿制度考實』(香港龍門書店、一九

七八)が擧げられる。

- 90 王鳴盛『十七史商権』卷八五、分司官。
- 91 『資治通鑑』卷二四九、大中十年十二月の鄭祗德の分司に對する胡三省 注。似た記事と注は卷二四二の長慶元年七月甲寅にもある。
- のこと。ついで同じ卷には、天成三年五月、 『册府元龜』卷四七五、臺省部、奏議六。これは、天成元年十二月庚寅 に分司官を置くことを請う記事が見える。 尚書左丞の崔居儉も西京

- 93 留臺、 を持つ。宋代の三京留守は、三京府の正式の府知事以下の官職で、選 人の位階などでもこれがしばしばあらわれる。 留司、分司は同じ平面で扱ってよいが「留守」は全く違う性質
- 94 は「三京留守御史臺」と「分司」を區別し、前者は職官一七に、後者 『宋史』卷一一七、職官四、御史臺の項の末尾。ちなみに『宋會要』で は職官四六におく。
- 95 の七年六月二十一日である。ところが、南京分司官の方は、それより 史臺が置かれたのは慶曆五年九月(一○四五)、南京のそれは二年あと こまかい話しとなるが、『宋會要』職官一七-二八によると南京留司御 る。留臺官=分司官では必ずしもない證明にはなろう。 先の眞宗天禧四年十二月(一〇二〇、『宋會要』職官四六-三)に見え
- 96 葉夢得『石林燕語』卷四。
- 97 徐度『却掃篇』卷上。ここでいう「錢糧を出納する」は、『宋史』職官 志の「國子監」の監丞に全く同じ文言がみられる。本格的な事務責任 をとる意味ではなかろう。
- 99 98 『長編』卷三八九-五、元祐元年十月丁亥。『宋會要』職官四六-六。
- 『長編』卷二一一六、太平興國五年七月丁未。
- 101 100 『長編』卷一一-四、開寶三年三月庚申。同卷一八-七、太平興國二年二
- 『長編』卷三六-四、 自選循吏、候選及三二百人、天下郡縣何愁不治、迂儒因循之人、並與 淳化五年五月戊寅、上又謂近臣曰、 朕每日御殿

諸州副使・分司西京、或且給俸祿、不與差遣、然此輩又如何消國家祿

- 102 仕、或放歸田里 (下略)。とあるあたりが、分司致仕を進める役割を果 或年七十以上、乞臨時取旨、量其歷官勞績・情理輕重、或授以分司致 したかと推定される。 仁宗時代以降、とくに「分司致仕」の四字が目立つように感じられる。 『宋會要』 職官七六-一二、慶曆二年七月十四日の、臣僚言、命官犯罪、
- 103 正任刺史以上致仕、于嘉祐祿令、 制門、宋朝祿秩。また『長編』卷三七三三三、元祐元年三月己卯には、 現任官令支給。と書かれている。 『長編』卷一一八-五、景祐三年三月戊戌。『山堂考索』續集卷三九、 料錢、 衣賜、依分司官例、分司官依
- 104 宋敏求『春明退朝錄』卷下。
- 105 龐元英『文昌雜錄』。
- 106 外諸宮觀及嶽廟官、常留一員在彼、餘總如分司致仕例、任便居住。 『宋會要』職官五四-二七、熙寧四年十一月十六日。詔、 應提擧管勾內
- 107 『宋會要』職官四六-五、元豐四年十二月十六日。『長編』卷三二一-一 ーも同じ。
- 108 『宋會要』職官四六-五、 元祐元年五月十八日。『長編』卷三七八-四。
- 109 『宋會要』 職官四六-五、 元祐元年五月十八日。
- 110 『宋會要』職官四六-七、 建炎三年三月十二日以下の諸例。
- $\widehat{\mathbf{II}}$ 『全唐文』と『藝文類聚』によって、それらを簡單に見ることができる。

この部分、太平興國元年十一月の赦書では、先是、不赴西川・嶺南諸 條項は消える。いまは暫くこのままにしておく。 處州縣官等、並與敍用。とあって、若干異る。以後の赦文からはこの

112

- こういう書き方がしてあれば胥吏を指す場合が普通である。 る赦文も前後にあり、いずれとも決めかねる。 の冒頭には官とだけあり、吏は含まぬかも知れぬが、官吏となってい
- 『慶元條法事類』卷七五、編配流役の斷獄令。

114

113

- $\widehat{115}$ 『宋會要』刑法四-三九、宣和四年三月二十六日。
- 116 『宋會要』職官七六-一七、 元豐八年正月九日。同三月二日の赦書。
- 『宋會要』職官七六-一七。
- 117 [118] 『宋會要』職官七六-三七、宣和六年十一月十九日、南郊赦文。
- 119 『宋會要』職官七六-三八。なお、このような「差遣」關係の停職、 職處分者を再任用する時には「牽復」という用語が使われる。

降

『宋會要』職官七六-四二。

120

(補記) 九三)を手にした。この中で、河南大學の苗書梅氏の「宋代官員黜降 加えることはしなかった。 が多い。ただ、全體の組立て方は別なので、それによって小論に手を 法初探」は、小論の三、四章と深く關係し、引用史料も共通するもの た『宋史研究論文集』(鄧廣銘、王云海等主編、河南大學出版社、一九 小論を脱稿したのち、一九九二年の宋史研究會の年會の發表を聚め